

官報号外

昭和二十七年六月二十六日

○第十三回 衆議院会議録第六十一号

昭和二十七年六月二十六日(木曜日)

午後一時開議

第一 隘時石炭儲蓄復旧法案(内閣提出)

第二 航空機製造法案(内閣提出)

第三 閉鎖機関令の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 連合国財産の返還等に関する政令等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 自転車競技法等の一部を改正する法律案(参議院提出)

第六 議員風早八十二君懲罰事犯の件

第七 議員林百郎君懲罰事犯の件

● 本日の会議に付した事件

吉田内閣不信任決議案(北村徳太郎君外十二名提出)

第一 隘時石炭儲蓄復旧法案(内閣提出)

第二 航空機製造法案(内閣提出)

第三 閉鎖機関令の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 連合国財産の返還等に関する政令等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 自転車競技法等の一部を改正する法律案(参議院提出)

第六 議員風早八十二君懲罰事犯の件

第七 議員林百郎君懲罰事犯の件

● 本日の会議に付した事件

吉田内閣不信任決議案(北村徳太郎君外十二名提出)

第一 隘時石炭儲蓄復旧法案(内閣提出)

第二 航空機製造法案(内閣提出)

吉田内閣不信任決議案(北村徳太郎君外十二名提出)

吉田内閣不信任決議案(北村徳太郎君外十二名提出)

明治三十五年三月三十日
第三編 第三章

吉田内閣不信任決議案

吉田内閣不信任決議案

右決議する。

(北村徳太郎君登壇)

○北村徳太郎君 私は、共産党を除く野党全部を代表いたしまして、ただいま上程されました吉田内閣不信任決議案の趣旨を弁明せんとするものであります。

○福永健司君 諸事日程追加の緊急動議を提出いたします。十なわち、北村徳太郎君外十二名提出、吉田内閣不信任決議案、及び井口政雄君外二十二名提出、吉田内閣不信任決議案の両案は、いずれも提出者の要求通り委員会の審査を省略してこの際逐次議題となし、その審議を進められんことを望みます。

○議長(林謹治君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(林謹治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

また、北村徳太郎君外十二名提出、吉田内閣不信任決議案を議題といたしました。

提出者の趣旨弁明を許します。北村徳太郎君。

まず第一に、吉田外交の失敗でありまするが、吉田外交は秘密主義、独裁主義をもつて貯きました。日本国としての自主性をまったく喪失いたしました。

日本は現に民主主義陣営に属しておりますから、その限りにおいて、米

国等の政策に協力することも必要であると思ふ。しかし、独立日本が自主性の上に立つて米国の政策を批判してはいけないといきりくはない。吉田外

交の自主性喪失の結果は、たとえば行政協定となつて現われております。行

政協定に基いて、その後に起つて来た具体的な事実は、何よりも日本全国土をどこでもほとんどほしいままに、無条件、無制限に基地化したこと

あります。特に最近、吉田内閣の退陣要求は、世をあげての国民的常識であると申してよろしい段階に来ておるのであります。(拍手) わが国外交界の長老の一人たる吉田茂翁は、まれに見る独裁者であり、またわが国会史上比類なき国会経験者であることは、その政治並びに国会行動において顕著な事実であります。その吉田翁を首班とする吉田内閣の性格が、近代民主主義とはおよそ殊遠なものであることも、また論理的の当然であるといわなければなりません。(拍手)しかも、なおかつ、私が以て吉田内閣不信任の理由を若干述べよ。

うとしたのは、吉田内閣の相次ぐ失政の一斑を正確に国民の前に明らかにすることもまた必要であると信じます。(拍手)

下吉田内閣不信任の理由を若干述べよ

うとしたのは、吉田内閣の相次

るやうな方針は、かつての日華事変、太平洋戦争前の日本軍閥の宣伝とまさしく失政の一斑を正確に国民の前に明らかにすることもまた必要であると信じます。(拍手)

を承認することはほだしいものであ

(号外)

ります。(拍手) 行政協定の内容は、たとえばアーリカ・フィリピン協定に比較してみても、はるかに屈辱的な、独立国の体面を汚すものであります。また、このような基地化による圧迫は、現に地方の政治及び財政の上に早くも具体的に現われて参りまして、関係地方の知事や市長が困り果てて、すでに事実をあげて政府にその応急対策を迫つておることは周知の事実であります。

さて、日本が民主主義陣営に属しておるといふことは、他の諸国を無視し、または他の諸国を無視してよいということではありません。しかし、日本をしるところでは、他の諸国を無視してよいことではありません。したがって、吉田内閣は、みずから引きねをつくることによつて、日本の経済自立の道路を歩きたいのであります。

(拍手) この失敗の外交は、ひとり日本国民の不幸であつたのみならず、日本国民の一部に反米感情を誘発したり、日本と米国との友好關係にみぞつくつておるのであります。そしてまた、日本とアジア諸国、米国とアジア諸国との通りであります。吉田内閣は、その経済政策であります。吉田内閣は、不用意に立ち遅れました日本経済の再建に

によって、一挙に巨大なる苦難を失つてゐます。しかし、經濟の本質は、日本の經濟は、戦後において、歐洲諸国におけるよつた經濟復興のための手厚い援助を受けることなく、むしろボーレー賠償案や生産制限措置等を通じて、その復興を抑制されたような点があつたのであります。そのようにして弱化した日本經濟を、手放して、

国際的な經濟競争場裡に裸のままで出

発せざるといふことがいかに無謀な政

策であるかは多言を要せぬところであ

ります。(拍手) 日本經濟は、たちまち

破綻とに見舞われ、次いで朝鮮事変を

神風として、もっぱら米國の軍拡經濟

に依存することとなつたのであります。

他國の軍拡をあてにして国民經濟

を指導するなどといふことは、危険さ

わまる政策といわねばなりません。(拍

手) 日本經濟は、このようにして、今

や米國の意のままになる經濟、米國の

意想に反して何事もなし得ない従属的

なものとなり下つてしまつたのであり

ます。貿易においては、その必要を痛

めくといふ人命尊重を基軸とするも

のでなければなりません。すなわち、

もし一人の飢える者があつても、おの

れを罪するくらいの精神を持たずして

國政を担当いたしますならば、それは

免れぬ事であります。(東洋古来の)

政治道德は、民をたつとしなし、社

会に次ぎ、君を軽いとすと教え

しとすを原則としているようを見受け

ています。しかし、今日の自由党政

府の政治道德は、吉田茂翁をたつとし

まざに次ぎ、君を軽いとすと教え

しとすを原則としているようを見受け

ています。(拍手) 今日のよ

うな暗い政治——ルーマニアのゲオル

ギュではありませんけれども、このま

は、もどより急速なる資本の蓄積が必

要であります。しかし、經濟の本質

は、民主政治の基礎は、いうまでもなく、

根本的人權の尊重であります。いうと

しながら、しかも愛國心の高揚を口にす

して、また道義心の振興を國民に要求す

る吉田首相の独善ぶりは、それ自体覺

らも守られることを意味するものと言

つてよいのであります。しかし、自

由党政府は、破防法案審議の際の答弁

に見られるように、基本的人權と公共

的で、実質的再軍備の既成事實をつく

けられるのであります。(拍手)

民主政治の基礎は、いうまでもなく、

根本的人權の尊重であります。いうと

しながら、しかも愛國心の高揚を口にす

して、また道義心の振興を國民に要求す

る吉田首相の独善ぶりは、それ自体覺

らも守られることを意味するものと言

つてよいのであります。しかし、自

由党政府は、破防法案審議の際の答弁

に見られるように、基本的人權と公共

的で、実質的再軍備の既成事實をつく

る吉田首相の独善ぶりは、それ自体覺

ふ」と規定しておるのであります。しかしに、吉田内閣には、この憲法を尊重し、蹂躪し、ときには無視するがときと行動があることを指摘しなければならないであります。(拍手)

たとえば、憲法第九條には「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段として、永久にこれを放棄する。」前項の目的を達するため、陸海軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、「これを認めない。」と規定してあります。しかるに、吉田内閣は、自衛力増強計画の名のもとに、ついで、警察予備隊を保安隊に編成さえをなし、さらに保安庁を設置し、第一幕僚長、第二幕僚長を置き、その軍隊化、戦力化を期しつつあるのであります。これ明らかに憲法違反の行為と言つても私はさしつかえないと思うのであります。

参議院における委員会の答弁において、軍隊とは何ぞという質問をなしに對し、木村法務総裁は、原子兵器なきものは軍隊と言うわけには参らぬといふ。こういふ答弁をせられるがごとく、あるいは吉田総理大臣が、自衛のためには戦力は保有できる、憲法違反にあらずとして答弁しながら、あとで、軍隊とは何ぞという質問をなしに對し、木村法務総裁は、原子兵器なきものは軍隊と言つてゐるが、これは明らかに憲法違反であるといわなければなりません。民主主義とは、相手方の存在を認め、相手方に言わせることは十分言わせて、そのあとにおいて結論を下すのが民主主義でなければならぬ。民主主義とは、相手方の存在を認め、相手方に言わせることは十分言わせて、そのあとにおいて結論を下すのが民主主義でなければならぬ。民主主義を擁護するために退陣を要求するものであります。(拍手)さきに述べたように、吉田内閣は、破防法の制定によって基本的個人権に制限を加え、さらに地方自治法の改正によりまして、改悪を行いまして、労働争議に労働大臣が権力をもつて関與し、しかも労働者の労働運動を擁護するところの法律を、労働者弾圧法規にすりかえんとしたのであります。このことは、大蔵大臣

に制限を加え、団体活動の自由を制限するがときには、明らかに憲法の精神を蹂躪するものであります。(拍手)さらに、地方自治法の改正によつて、特別区の区長を直接選挙から間接選挙に変更するときには、明らかに憲法違反の行為といわなければなりません。

さらに、吉田内閣、吉田総理大臣の国会見開きは、明らかに憲法違反の行為といわなければなりません。(拍手)さういふと、吉田内閣、吉田総理大臣は、衆議院の各種委員会並びに締法案を提出、さらにはゼネスト禁止を建議するものであります。(拍手)本会議には、要求しても出席をいたしません。

さらに、六月二十日は第十三国会終日であつたのであります。これが国を憂うる総理大臣でありまするならば、最後の日は、たゞからだが悪くても、院内にとどまつて、この国会の動向を見きわめられるのが、総理大臣のるべき態度であると思ふ。あなたは太極に帰つて、そうして国会の動向は全然われ関せずといふ態度をとつたことは、それが総理の露骨なる国会無視の表現なりといわざるを得ないのであります。かるがゆえに、吉田内閣の立派な政令にゆだねましたものは、食

べたとば、占領下におきまして当然立派事項にしなければならないものをボクダム攻令にゆだねましたものは、食はれにならないであります。(拍手)さればならないであります。かるがゆえに、吉田内閣のこの憲法駭視、国会無視の傾向に対し、断固反対をいたしますことが、退陣要求の第一理由であります。

第二に、われらは吉田内閣の反動的立法に断固反対し、基本的個人権と民主主義を擁護するために退陣を要求するものであります。(拍手)さきに述べた

ことには、それが総理の露骨なる国会無視の表現なりといわざるを得ないのであります。かるがゆえに、吉田内閣の立派な政令にゆだねましたものは、食べたとば、占領下におきまして当然立派事項にしなければならないものをボクダム攻令にゆだねましたものは、食べられにならないであります。(拍手)さればならないであります。かるがゆえに、吉田内閣のこの憲法駭視、国会無視の傾向に対し、断固反対をいたしますことが、退陣要求の第一理由であります。

第三に、われらは吉田内閣の反動的立法に断固反対し、基本的個人権と民主主義を擁護するために退陣を要求するものであります。(拍手)さきに述べたこととく、吉田内閣は、破防法の制定によって基本的個人権に制限を加え、さらに地方自治法の改正によりまして、改悪を行いまして、労働争議に労働大臣が権力をもつて関與し、しかも労働者の労働運動を擁護するところの法律を、労働者弾圧法規にすりかえんとしたのであります。このことは、大蔵大臣

の表現の中に私はよく現われてゐるだ

更せざるを得なかつたことは、この譲りを説明しておると思うのであります。(拍手)しかも、貿易及び特需の見積りの見積り、そこないの結果は、国内の業者に重大的な負担を負わせることになり、業者の負担の最後のしわ寄せは、労働大衆に押しつけられて、操縦短縮、賃金の逆配欠配は随所に現われておる。現在、労動階級が民主的團結をもつてこれと抗争している姿を見失つてはならぬと思うのであります。(拍手)また、日英交換協定が締された當時、わが社会党は、これに強力なる反対をしたのであります。この協定が失敗であつたことは、今日もはや歴然たるものがあるのです。このことは、ボンドは累積し、ボンド地域への輸出の制限をはからなければならぬような事態になつた。その結果は、外國貿易全体を萎縮させておるというところになつたのであります。この責任を私は料想しなければならぬと思うのであります。(拍手)

日本の民族資本に対する重大なる圧力が加わつておるということを指摘しなければなりません。(拍手) 第二には、屈辱的行政協定の締結により、外国商社に日本の進出の大きな機会を與え、外國商社に關稅を免除し、法人稅を輕減するが、とき特權を與えた。かかる業者と日本の業者と対等に太刀打ちで争ふかどうか、このことは、ここで言はる必要がないであろうと思うのであります。が、外國資本に寛大で、日本の業者を崩壊に導くものであるといふことは、まさに吉田さんの買弁性を現わしたものであると言つても断じて過言ではないと思うのであります。(拍手)

第四には、吉田内閣の価格政策の失敗をあげなければならぬのであります。農家經濟に重圧を及ぼし、農家は買うものが高く、売るものが安く、鉄価格格差の中に追いやられ、農家經濟の貧困はます々へげしく、悪化してしまつたのであります。このことは、最近発表されました安定本部の数字を見て明らかであります。しかも、驚くべきことは、農家經濟向上のための唯一の機關であり、農村民主化の支柱であつた農業協同組合に対し何らの助成策もとらず、これが崩壊をするままに放置しているのであります。その上、他方

鐵を育成せんとすることは、われくは断じて承服できないのであります。(拍手)われくは、かかる經濟的諸政策を通じて、これらの中に、保安院の設置、破防法その他の労働三法政惡、再軍備と一連の關係があることを見出すものであつて、吉田内閣の反動性はこの經濟の面にも顯著に現われておると言つて過言ではないと私は思うのであります。(拍手)

さらに第五には、外交政策について申し上げなければなりません。このことにつきましては、北村君から申し上げたのでありますから、あえて重複を避けたいと思うのであります。すなわち吉田外交政策というものは、台湾政権との間に平和條約を結ぶことによつて、日本をアジアの孤兒たらしめんとする傾向があるのであります。また、朝鮮動亂の傾向は判定できないものがるのであります。この見通しをつけないうちに、いわば台灣政權との間に平和條約を結んだということは、大きな失敗であることを私どもは指摘しなければならぬのであります。(拍手)

しかも一言づけ加えておきたいことがあります。私は政府の怠慢を責めないわけには參りません。すなわち、現在英連邦軍との間におきまして、当然確

結すべきものについて、政府の怠慢は——議会は今月一ぱいで閉会になるのであります。閉会になつたあとにおいて、これが結ばれてもおせい。従いまして、この間にやるのが政府のとるべき態度でなければならぬと私は思うのであります。(拍手)

さらに第六点は、最近の世相に照して、私は吉田内閣の退陣を迫りたいと思うのであります。最近、日本の政治の動向の中には、力には力、武装には武装をもつて対抗せんとする傾向が、思想的に、さらに政治的に現われておることを見のがすことほりできないのであります。この傾向は、率直に申し上げまして、一昨年の春、共産党の野坂理論に対してコミニンフォルムの批判が加えられて以来、共産党は、その国际從属性、さらには暴力性が強化されて愛せられる共産党より恐れられる共産党に転化したことば、見のがすことができない事実だらうと思います。(拍手)しかも、この傾向は、独立後の日本においてさらに増大しつつあるといふことに気がつかなければなりません。日本が独立してから三日目の五月一日、宮城前広場の騒擾事件以来、日本においては、騒擾は騒擾を生んでおるのであります。デモはデモを生んでおるのであります。ストライキはストライキを生んでおるのであります。しかも、その騒擾事件の中、被

て守られ、武装警官で守らなければ、正義の名においてさばく裁判の執行ができないのです。(拍手)それが、あなたの治下において行われておるのであります。

しかも、ここで私が指摘しなければならないことは、最近かかる傾向が現われて来ることは、いわば共産党というが、極左暴力主義の意識的行動もなきにしもあらずと思つのであります。が、これに対する、吉田さんが力をもつて対抗するところに、ここに國権は國権を拡大して、國権の拡大再生産が行われておるが、今の状態だと言つても過言ではないであります。(拍手)すなわち、肝むと好まざるとにかかわらず、日本の国内におきましては、極左暴力主義と、これを彈圧せんとする吉田内閣の反動政策が、国内に三十八度線を形成してゝると音つても、断じて過言ではないと思うのであります。

(拍手)この三十八度線が、ときには熱を発し、ときには火を吐く。これが官城前の広場の事件となつて現われ、いわゆる岩之坂事件となつて現われ、吹田事件となつて現われ、新宿事件となつて現われておるのであります。しかもその事件を中心として、日本人同士殺し合ひ姿が現われて来ておるのである。われくが戦争を忌避するの

は、人命が軽く扱われるから戦争がいやだというのであります。かるがゆえに、吉田さんの台下に坐つて日本へ日

昭和二十七年六月二十六日 東京院会議録第六十一号 吉田内閣不信任決議案

士が殺し合つてゐる姿を私は指摘しなければならないのであります。(拍手)すなわち、この三十八度解散のためにも吉田さんの御退陣を願わなければならぬと私どもは考えておるのであります。(拍手)

最後に申し上げたいことは、独立日本民主的再建のために、保守反動政権の存続を排撃する意味合いからして、御退陣を願いたいと考えておるのであります。日本は、四月二十八日から、連合国軍の管理と占領より解放され、言葉をかえて申し上げますならば、六年八箇月の刑期を終えて独立国家となつたのであります。従いまして、この独立した国家において、三年半前にでき上った政権が、やはり現在も政権を担当するということは——その使命は終つたということを、私は言わざるを得ぬであります。(拍手)しかし、輿論院内の輿論とは食い違いがありまして、最近現われました選挙の結果を考へてみますならば、吉田内閣の姿が現われておるのであります。(拍手)昨年の十二月、高知県下において知事の選挙が行われた。そこにおいて、自由党の公認が破れ、野党側の推進者が知事に当選したのであります。高知県は、吉田總理、あなたの選挙区であります。吉田總理の選挙区において、自由党の公認が落ちるということは、一葉落りて天下の秋を知る。自由党の凋落の姿は吉田さんの選挙区に

始まると言つても過言ではないと思ひます。さらに、東京第六区の衆議院議員補欠選挙においては、自由党の公認を押えて、我が党的鶴本虎三君が最高点をもつて当選したのは、日本のまん

中東京においても自由党凋落の鏡は鳴るといふことを私は言わざるを得ぬのであります。(拍手)かかる意味合いにおいて、一日も早く退陣あらんことを切望するものであります。

○議長 林謙治君 非之口政雄君。
〔非之口政雄君登壇〕

○井之口政雄君 私は、日本共産党を代表いたしまして、たゞいま提出されておりますの不信任決議案に賛成するものであります。かつ、その貫徹に全

世界平和と世界の全民族独立の強力なとおりとするソビエト同盟の

偉大なる指導者スターリン氏は、年頭に日本民族にあいさつを送つて、自分

からの侵略に悩んで来た。日本の国民が今日置かれている状態には心からお察し申し上げると、親善の手を差延べ

ただいま、山口喜久一郎君は、この

決議案の提出を、火炎びんが飛び込んで来たようにびっくりされましたが、またしかりである。日本国民は、敵は

いたずねか、味方はいずれであるかを、はつきりと見きわめなければならぬのである。吉田内閣は、この危機にあた

るに、吉田内閣は、この危機にあたつて、國民の希望を踏みにじり、アメリカ帝国主義に奉仕しつつあるのが現

状である。

吉田内閣は、英米との單獨講和を締結し、遂にこの條約に批准させてしまつた。國をあげての全面講和の要求を無

武装された警官を國のすみぐにまで配備してしまつた。かくして、遂に敗

戦後七年の間、日本の國民が夢の間も

忘れる事のできないかつた独立と平和

の要望をしりぞけて、國民に、警察予

備隊と、アメリカ軍の占領統治と、わ

が國の全領土をあげてアメリカ帝國主

義のアジア侵略の基地に提供してしま

つた。諸新聞は、吉田内閣の四箇年の

施政の跡を、歴史の逆コースと呼んで

あります。この逆コースは、われく

日本全国民を、アメリカ帝國主義の

奴隸の地位にまで陥れてしまつたので

あります。(拍手)

世界の全民族独立の強力なとおりと

なり、アメリカの日本占領は永続化

され、日米行政協定の締結にあたつて

は、国会に詔ることさえもせず、岡崎

氏とダレス氏の密室における相談で調

印してしまつた。そのため、アメリ

カの占領者が日本の地図に赤線を引

ト同盟と和平を締結することが不可能

となり、アメリカの日本占領は永続化

され、日米行政協定の締結にあたつて

は、それを日本政府に提出したなら、

富士山といえども、すつかりとられて

しまつような状態になつて来た。それ

で、それを日本政府に提出したなら、

や、その身がわりとして、警察予備

隊と称する再軍備を開始した。これも

また吉田内閣の罪業の一つである。ア

メリカの武器や、古手の軍艦によつ

て、アメリカの操典類によつて、アメ

リカの冠い兵にすぎないところの軍隊

が今や十万人にも達し、さらに十八

万人から三十二万人に達するところの

全国の学生、青年が、自分ら

が計画が進められているのである。吉田

内閣は、これを拒絶し得るところの性

格を全然持つてないのであります。

アメリカの武器や、古手の軍艦によつ

て、アメリカの操典類によつて、アメ

リカの冠い兵にすぎないところの軍隊

が今や十万人にも達し、さらに十八

万人から三十二万人に達するところの

全国の学生、青年が、自分ら

が計画が進められているのである。吉田

内閣は、これを拒絶し得るところの性

格を全然持つてないのであります。

アメリカの武器や、古手の軍艦によつ

て、アメリカの操典類によつて、アメ

リカの冠い兵にすぎないところの軍隊

が今や十万人にも達し、さらに十八

万人から三十二万人に達するところの

全国の学生、青年が、自分ら

が計画が進められているのである。吉田

内閣は、これを拒絶し得るところの性

格を全然持つてないのであります。

アメリカの武器や、古手の軍艦によつ

て、アメリカの操典類によつて、アメ

リカの冠い兵にすぎないところの軍隊

が今や十万人にも達し、さらに十八

万人から三十二万人に達するところの

全国の学生、青年が、自分ら

が計画が進められているのである。吉田

内閣は、これを拒絶し得るところの性

格を全然持つてないのであります。

アメリカの武器や、古手の軍艦によつ

て、アメリカの操典類によつて、アメ

リカの冠い兵にすぎないところの軍隊

が今や十万人にも達し、さらに十八

万人から三十二万人に達するところの

全国の学生、青年が、自分ら

が計画が進められているのである。吉田

内閣は、これを拒絶し得るところの性

格を全然持つてないのであります。

アメリカの武器や、古手の軍艦によつ

て、アメリカの操典類によつて、アメ

リカの冠い兵にすぎないところの軍隊

が今や十万人にも達し、さらに十八

万人から三十二万人に達するところの

全国の学生、青年が、自分ら

が計画が進められているのである。吉田

内閣は、これを拒絶し得るところの性

格を全然持つてないのであります。

アメリカの武器や、古手の軍艦によつ

て、アメリカの操典類によつて、アメ

リカの冠い兵にすぎないところの軍隊

が今や十万人にも達し、さらに十八

万人から三十二万人に達するところの

全国の学生、青年が、自分ら

都市に防空演習が行われ出している
ばないか。これ以上吉田内閣の存続

許すならば、戰争への道である。
アメリカの占領より受けた援助と称するものは、積り積つて八千億円にも達する。これに賠償の負債を加算すると、米軍扶持の費用、アメリカ軍の手先による維持拡張費、朝鮮戰争への協力費、日本国民の負担は、直接これだけでも二千億円以上に達するのである。吉田内閣の存続する限り、これは輕減するどころか、ます／＼増加するのである。

アメリカの独占資本は、日本の鉄道、電気、発電、製鐵、機械製造、石油産業、娛樂企業に至るまで、今や完全に支配力を發揮するに至つてゐる。この支配を放逐するといふくらい、なまやさしいものではなく、吉田内閣の四箇年間の政策は、これをます／＼奨励し、助長し來つたのである。軍事的強制を無制限に奨励したために、日本につくつた彈丸が朝鮮民族を殺傷するという事態もつくり出している。しかも、それらの軍需業者はきわめて低利で働く労働者の低賃金と過労と圧迫就業の不安定は、戰時状態以上のものがある。(拍手)これみな吉田内閣貿易政策のなせる必然のわざだ。ところが、日本の民衆企業、平均

業、中小企業等は崩壊の状態に立ち至

している。
それのみではない。アメリカのべき
けんを伺うために、アメリカのバトル
法以上に中日貿易、日ソ貿易を禁止し
たために、日本の貿易産業は火の消え
たようになつてゐるのではないか。恐慌
はます／＼深刻となつて來ている。失
業と重税で、人民は苦痛のどん底に落
ちている。庶民の生活が年々窮屈の度
を強めて來たことは、今や吉田内閣の
倒の声が日本の國のすみ／＼にまで及
んでいることからもつて立証すること
ができる。(拍手)

吉田内閣の政策で、地主はまた頭を擱め、持ち上げて来て、古い農村の支配権力を復活しつつある。放された戦争犯アーヴィング・ジョンソンや、公使館解放者アーヴィング・ジョンソンなどと、農村に入り込んで行つて、今度は民を押えつける役割を演じている。小作料も上りつつある。税も安くなる。供出金段は、物価高騰の餌合にいらぬ。自由販売になつて、麦は値が下り出した。野菜をつくつても、肥料や労力の割に利益がない。副業はなくなくない。糞便はさっぱりいかね。くだものや茶でさえ、ソビエトで買つてやる。牛などいうのに、貿易を禁止している。牛などには飼料がない。アメリカかくらは、そこへ脱脂乳が来て、畜産もつづれる。協同組合はどうだ、協同組合まゝ、まるで赤字でつぶれそうになつ

いる。なつてないものは、ボスに占

領されてしまつてゐる。耕地改良費、畜産費、災害復旧費なんて、いゝもの
は、券くそでしか組んでない。のみならず、これもみんなボスのぶところに入つ
てゐるので、農民のふところには入ら
ない。今や、実直な農民は、まつたく
娘を売るか、むすこを予備隊にやるほ
かに道はなくなつてしまつてゐるので
ある。今や、農村も八方ふさがりで、
これも吉田内閣の質弁性のしからしむ
るところであつて、吉田内閣を倒すよ
りほかに今や道はなくなつてゐるので
あります。(拍手)

これらの事実を、今度の国会はいよいよ法制化しようとしている。破防法しかり、集会等を取締法、警察法並びに労働法改め、刑事特別法、民事特別法、もろ数え上げれば、一つとしてこの方針を追わない法案はなかつた。共産党は、これらの陰謀をあはいた。愛國の至情で、眞の平和のために闘い続ければ、(発言する者あり)。したがつて、わが黨の風早八十二、林百郎、この両君を諸君は懲罰にかけて、国会外に放逐しようとしたではないか。(議題外だ「議長注意」と呼び、その他の発言する者多し) この自由党吉田内閣のやり方を見ても、もはや彼らは、国民の前に、公然と反対、言論をもつて、国会においてさえ聞いて得なくなつてゐるといふ事実を明らかにしてゐる。吉田内閣は、今までつく国民

か。アメリカ軍隊からピストルと銃があることを借り受けて武装させ、かれどいう号令で一齊射撃を浴びさせていいのではないか。戦争前の警察国家の専制政治にも、警官が抜劍して一齊に切りつけるということはなかったものだ。(指手)国際間の戦争でも、毒ガスは使わない規約になつていて。もやは吉田内閣は、はつきりと人民を敵として、その前に立ちふさがつてゐることは、この事をもつてしても明らかなのである。(火炎びんはどうだ)と呼び、その他発言する者あり)

われくには内閣を不信任すると同時に、帝国的サンフランシスコ條約を國內に裏づける敵防法も、吉田内閣とともどもに却り去らなければならない。この不信任案に寄せられた国民の支持は絶大である。全国民は言つてゐる。吉田内閣を不信任し、打倒するため、わからでに立つ用意ありと叫んでいるではないか。がが党は、この決議案に熱意と勇氣をもつてこたえるために、ここに賛成の意を表すのであります。(拍手)

反対党の議員を強引に国会から排除して、クーデターにひとしいことをせねば政権の維持ができなくなつて來ている。蔣介石や李承晚政権とまつたく執を一にするに至つてゐる。破防法を參議院で通過せしめるためには、不法な十日間の会期延長を强行してみたり、いわゆるして、暗黒政治を行つたりしなければやれなくなつてゐる。自由党内部搾乱は、まさに末期的症狀を呈してゐるじやないか。わが党のよううに、眞の野党の立場に立つならば、

昭和二十七年六月二十六日 楽樂院
まず私は、吉田内閣の越陣牌を要求いたしまする第一点の理由、いたしまして、吉田内閣の外交政策について一言触れておきたい、と思うのでござります。私は、去る二月十四日、衆議院の予算委員会の組合質問におきまして、大臣を代表いたしまして、吉田内閣總理大臣に対しまして若干の質問を行いました。(「やおおより質問いやなしか」と呼び、その仙覺する者あり) 黙れ。黙つて聞け。——その際、私は吉田内閣總理大臣に對しまして、ダレス氏は開拓隊をもつてこれに先づる、さらに防空の防衛に關してはアメリカが責任を持つてやる、こういう約束で、いよいよ二つの條約ができ上つたのでござりますが、その平和條約及び日米密約によつて、さらには日米行方協定によつて、いわゆるアメリカに軍事的益の提供、航空基地の提供、あるいは国内の再備等——これは共産党のソ連一边倒の立場と違つて、中政策の立場から私は質問をしたのであります。ですが、そのような日本の防衛の問題に關しまして、内閣總理大臣とて、どういう防衛の約束をアメリカにしているのであるか、そういう便益を説明するのであります。現に朝鮮問を行つたのであります。

おきましては、いわゆる因連によつて
完全な安全保障がされていないではない
か。これに對しまして、當時、吉田内
閣總理大臣は、今日の情勢のもとにお
いてはやむを得ないんだ、アメリカを
信頼する以外にやむを得ないんだ、こ
ういう答弁をされたのでござります。
私は、信頼だけでは日本の安全保障の
裏づけにならない、この点を強く主張
いたしまして、内閣總理大臣の再答弁
を要求いたしましたが、遺憾ながら内
閣總理大臣の答弁がございませんでし
た。

今日、水豊ダムのアメリカ側の爆撃
によりまして、その第三次世界大戦の危機
は一段と深刻化して參つて来てお
るのでござります。イギリス労働党
は、オギリスの政府に対しまして、即
刻アメリカの政府に対して、極東にお
いて第三次世界大戦の発生しないよう
に圧力をかけよといふ要求を国会にお
いて行つてゐるのでありますが、兩條
約の締結によつて、次第に日本がアメ
リカの軍事基地と化し、さらには憲法
に違反して再軍備が進むられ、第三次
世界大戦の危機が一段と深刻化して参
つたのでござります。国民は、この重
大なる國際情勢に直面をいたしまし
て、不安におののいておるのでござ
ります。万一一中ソ友好同盟條約の発動
によつて、日本国内の空襲というよ
な事態が発生いたしましたならば、吉
田茂個人がいかに腹を切りましても、

日本民族の生命、この国土の安全を期するということは断じてできないのでございまして、従つて、このようなく、一国に依存する、一国一過剰の外交政策をこの際改めて、あくまでも日本を中立政策の立場に置かなければならぬという意味におきまして、われわれは吉田内閣の即時退陣を要求するのでござります。(拍手)

第二の理由といたしましては、先ほどの佐渡酒太郎君も若干触れておりましたがあくまで日本経済の自立の問題でござります。御案内のように、アメリカ国会にござましては、まことに關稅の問題には、いわゆる中共貿易の牽制によりまして、若干の譲歩をした上でござりますが、依然として、一連の重要な項目につきましては、アメリカは關稅の問題として、若干の譲歩をした上で、吉田内閣によつて、アシア貿易、なからんずく中国貿易はほとんど禁止の状態に置かれておなりましたよ。さらにはバトル法、あるいは政府の慣習慣例等によりまして、アシア貿易、なからんずく中国貿易は生活の不安を助長しておるということを考えますときに、われわれは、單純的貿易の意味のはかに、かような経済的理屈におきましても、今日吉田内閣の退陣を要求しなければならぬのでござります。(拍手)

さらに、国内における連の反動

策につきましては、すでに各党が意見を述べましたところでござります。先ほど、自由党を代表して山口喜久郎君がこの提案に反対をされたのでござりまするが、その中に、吉田内閣に対する不満が退陣をしたあと、時局の收拾、政局の收拾（後藤内閣をどうするのだと）が非常な御心配があつたのでございまして、この点につきましては、御心配なさらなくとも、自由党の中には船山一郎氏もおられるじゃないか。船山はどうしても改進党には重光義裁もおられないが、淺沼謙記長、鈴木委員長、みんなおる。従つて、かような間違はない。選舉終了後、再び自由党が改進党ができるというような妄想をしておる。改進党には重光義裁がおられないが、浅沼謙記長、みんなおる。従つて、かような間違はない。選舉終了後、再び自由党が改進党ができるというような妄想をしておる。（拍手）これは、すみませんが、吉田内閣が改進党ができると断行し、吉田内閣が改進党を断行いたしまして、選舉管理委員会をつくつて、結果を公表して国民の輿論を聞くべきであつて、今日自由党が一党專制独裁のかような主張をなすこととは、断じて専断なりとわれて考へるのであります。（拍手）

ことに、今日許しがたきことは、会法第十三條にからんで、吉田内閣と與党（こざいますするところの自由党）が、国会对策委員会におきましては、第五十九條によりまして、すなわち、会を欠席開会のまま六十日間放置し、すべて衆議院で通過いたしました法案の議決をそのまま有効化せんとす

よろづな決定が行われたようではあります
るが、この自由党――吉田内閣の與党
の決議こそ、現憲法が規定しております
するところの二院制度を破壊するもの
でございまして、自由党の一党專制政
治の集中的な現われといわなければな
らぬのでございます。(拍手)
かかる意味におきまして、吉田内閣
の三年政綱に據るところの相次ぐ失
政、^{失政}と、今日の國際情勢の緊迫化に
つれましての再軍備の問題、あるいは
憲法改正の問題、これら的重要なる諸政策をはと
つきまして、ほとんど国会運営は
できない、国会の議事は混乱してでき
ない、というような状態のもとにおきま
しては、今日吉田内閣の諸政策をはと
んど一步も押し進めることはできな
いとのござります。従いまして、吉田
内閣はすくやかに起訴撤廃を、選舉禁
理内閣をつくつて、衆議院も即時解散
を断行して、信を国民に問うことによ
つて、新たなる衆議院議員の手によつ
て今日の内閣政を執行すべきであるとし
う見地から、われ――は、吉田内閣の
即時總辭職、また即時国会解散を要せ
いたしまして、だいたい問題になつて
おりますところの吉田内閣不信任案に
対しまして全般的な發意を表する次第
でござります。(拍手)
○議長(林原治等) 先ほどの井之口君
の討論中、不穏当の言辞があれば、記
録を取調べの上、適当の処置をと
ることといたします。

これにて討議は終局いたしました。本案につき採決いたしました。この採決は記名投票をもつて行います。北村徳太郎君外十二名提出、吉田内閣不冒任決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せらるゝことを望み

卷之三

金華山志

〔各員投票〕

○謹長(林謹治君)、投票権はあります

せんか——投擲されないと云ふ
す。投擲箭筒。開匣。開鎖。

投票を計算いたさせます。

○議長(林田治君) 投票の結果を事務

總長より報告いたさせます。

事務處長印鑑

可とする者(白雲) 百十三

通鑑

卷之三

○議長(林謙治君)　右の結果、北村

太郎君外十二名提出、吉田内閣不信任

次回は否決せられました。(握手)

卷之三

不信任決議案を可とする議員の氏名

芥田均君 荒木萬壽夫著

有田 稲作 石田 一松
井出 太郎田 順助 義綱

卷之三

昭和二十七年六月二十六日

次回連続第六十一号・吉田内閣不倒任決闘

| | | | | | | | |
|----|-----|------|----|--------|--------|------|----|
| 今井 | 大西 | 正男君 | 小野 | 大森 | 玉木君 | 山口 | 孝君 |
| | 岡田 | 勞二君 | | 川崎 | 秀二君 | | |
| | 河口 | 陽一君 | | | 北村 | 鶴太郎君 | |
| | 吉川 | 久輔君 | | 小林 | 運五郎君 | | |
| | 小松 | 勇次君 | | 河野 | 金翁君 | | |
| | 佐伯 | 宗義君 | | 坂口 | 主税君 | | |
| | 齋藤 | 頼造君 | | | 箕山茂太郎君 | | |
| | 椎葉 | 三郎君 | | 高倉 | 定助君 | | |
| | 高橋 | 清治君 | | 竹山祐太郎君 | | | |
| | 千葉 | 三郎君 | | 床次 | 總一君 | | |
| | 苦来地 | 義三君 | | 内藤 | 友明君 | | |
| | 中村 | 寅太君 | | 中村 | 又一君 | | |
| | 並木 | 芳政君 | | | 橋本 | 金一君 | |
| | 長谷川 | 四郎君 | | 平川 | 鶴寿君 | | |
| | 福田 | 繁芳君 | | 藤田 | 義光君 | | |
| | 増田 | 連也君 | | 松谷天光君 | | | |
| | 三木 | 武夫君 | | 水野 | 亮治郎君 | | |
| | 村瀬 | 宣宜君 | | 山本 | 利吉君 | | |
| | 吉田 | 安君 | | 早川 | 利右衛門君 | | |
| | 淺沼 | 稻次郎君 | | 井上 | 良一君 | | |
| | 石井 | 繁九君 | | | 川島 | 金次君 | |
| | 大矢 | 省三君 | | | 鈴木 | 義男君 | |
| | 加藤 | 魏治君 | | | 土井 | 直作君 | |
| | 熊本 | 虎三君 | | | 坂 | タルヨ君 | |
| | 田方 | 廣文君 | | | | | |
| | 前田 | 種明君 | | | | | |
| | 松尾 | 十之君 | | | | | |
| | 松澤 | 兼人君 | | | | | |
| | 水谷 | 長三郎君 | | | | | |
| | 山口 | シヅ君 | | | | | |
| | 三宅 | 正二分 | | | | | |
| | 井之口 | 政雄君 | | | | | |

| | | | |
|-----------|------|-----|------|
| 池田 | 崇雄君 | 加藤 | 充君 |
| 酒澤丈五子君 | 木村 | 榮君 | |
| 今野 | 武雄君 | 田代 | 文久君 |
| 田中 | 堯平君 | 高田 | 富之君 |
| 竹村 | 宗良一君 | 立花 | 敏男君 |
| 梨木 | 作次郎君 | 深澤 | 義等君 |
| 山口 | 武秀君 | 横田 | 甚安郎君 |
| 米原 | 利君 | 足鹿 | 岱君 |
| 青野 | 武一君 | 赤松 | 勇君 |
| 猪俣 | 浩三君 | 稻眉 | 順三君 |
| 駿間 | 田清一君 | 上林 | 與市郎君 |
| 久保田 | 猶松君 | 佐々木 | 更三君 |
| 坂本 | 春良君 | 鈴木 | 茂三郎君 |
| 田中 | 城之進君 | 成田 | 知巳君 |
| 福田 | 昌子君 | 武藏 | 運十郎君 |
| 八百板 | 正君 | 浦口 | 鐵男君 |
| 岡田 | 春夫君 | 黒田 | 壽男君 |
| 中原 | 健次君 | 小平 | 忠君 |
| 寺崎 | 覺君 | 羽田野 | 次郎君 |
| 大石 | ヨシエ君 | 小林 | 進君 |
| 佐竹 | 晴起君 | | |
| 吉とする謹員の氏名 | | | |
| 遠澤 | 寛君 | 足立 | 周郎君 |
| 安部 | 俊吉社 | 青木 | 孝義君 |
| 青木 | 正君 | 青柳 | 一郎君 |
| 淺香 | 忠矩君 | 溝口 | 三郎君 |
| 麻生 | 太賀吉君 | 天野 | 公義君 |
| 新井 | 京太君 | 有田 | 二郎君 |
| 井手 | 光吉君 | 池田 | 正之郎君 |
| 池田 | 勇人君 | 池見 | 茂隆君 |
| 石原 | 四吉君 | 石原 | 登君 |
| 稻田 | 直道君 | 犬養 | 健君 |
| 今泉 | 貞雄君 | 今村 | 忠助君 |

| | | | | |
|--------|---------|-----|---------|-----|
| 今村長太郎君 | 宇田 | 江崎 | 小野瀬忠兵衛君 | 岩本 |
| 喜澄君 | 内海 | 喜澄君 | 安吉君 | 信行君 |
| 三郎君 | 小川 | 大西 | 光平君 | |
| 末喜君 | 平一君 | 祐夫君 | 譚君 | |
| 茂君 | 天内 | 一郎君 | | |
| 寛三君 | 小高 | 喜庭君 | | |
| 大泉 | 小高 | 喜庭君 | | |
| 大上 | 大石 | 武二君 | | |
| | 尾閥 | 義二君 | | |
| 司君 | 大西 | 弘吉君 | | |
| | 弘吉君 | | | |
| 大西 | 大西 | | | |
| 祐夫君 | 明良君 | | | |
| 大野 | 大橋 | | | |
| 作勝君 | 武夫君 | | | |
| 大村 | 岡延右三郎君 | | | |
| 清二君 | 其四 | | | |
| 岡田 | 岡西 | | | |
| 五郎君 | 明良君 | | | |
| 岡野 | 岡村利右衛門君 | | | |
| 清養君 | 押谷 | | | |
| 岡村文十郎君 | 富三郎君 | | | |
| 加藤隆太郎君 | 鹿野 | | | |
| 甲木 | 春喜君 | | | |
| 一保君 | 上林山榮吉君 | | | |
| 金光 | 角田 | | | |
| 義邦君 | 幸吉君 | | | |
| 神田 | 川西 | | | |
| 博君 | 清六君 | | | |
| 川野 | 川端 | | | |
| 芳滿君 | 佳夫君 | | | |
| 川村義八郎君 | 相本 | | | |
| 金原 | 末治君 | | | |
| 喜三君 | 喜吉君 | | | |
| 河原伊三郎君 | 喜家 | | | |
| 木村 | 喜六君 | | | |
| 公不君 | 菊池 | | | |
| 北川 | 義邦君 | | | |
| 定猪君 | 北澤 | | | |
| | 直吉君 | | | |
| 小坂喜太郎君 | 久野 | | | |
| 小玉 | 忠吉君 | | | |
| 治行君 | 栗山長次郎君 | | | |
| | 喜吉君 | | | |
| 黑澤富太郎君 | 小金 | | | |
| | 義照君 | | | |
| 金原 | | | | |
| 喜三君 | | | | |
| 河原伊三郎君 | | | | |
| 木村 | | | | |
| 公不君 | | | | |
| 北川 | | | | |
| 定猪君 | | | | |
| | | | | |

| | | |
|---------|--------|---------|
| 佐々木盛雄君 | 小山長規君 | 近藤朝代君 |
| 佐藤英作君 | 佐藤昌三郎君 | 佐藤重遠君 |
| 佐藤親弘君 | 坂田道太君 | 坂田英二君 |
| 森谷雄太郎君 | 庄司一郎君 | 坂本實吉君 |
| 鈴木義信君 | 田口長治郎君 | 清水源平君 |
| 鈴木弘作君 | 田中伊次夫君 | 島田東留君 |
| 鶴谷勝利君 | 田中啓二君 | 島村一郎君 |
| 鶴木仙八君 | 田中元君 | 周東英雄君 |
| 鶴木正文君 | 田中萬造君 | 田嶋好文君 |
| 關谷 | 田中田中 | 千賀康治君 |
| 鈴木勝利君 | 萬造君 | 田中角繁君 |
| 鈴木勝利君 | 光一君 | 田中怒治君 |
| 鈴木勝利君 | 多田勇 | 田中不破三郎君 |
| 鈴木直治君 | 高木吉之助 | 高畠三郎君 |
| 高木弘市君 | 玉置昌二君 | 高橋英吉君 |
| 高橋櫻六君 | 高橋繁君 | 高橋繁君 |
| 高間松右衛門君 | 竹尾式君 | 高根繁君 |
| 高木松吉君 | 玉置昌二君 | 中馬辰蔵君 |
| 高木弘市君 | 高橋繁君 | 坪田十一郎君 |
| 高木弘市君 | 安正君 | 寺島隆太郎君 |
| 高木弘市君 | 俊郎君 | 坪内一郎君 |
| 高木弘市君 | 五郎君 | 寺島隆太郎君 |
| 高木弘市君 | 喜作君 | 寺島隆太郎君 |
| 高木弘市君 | 内藤 | 寺島隆太郎君 |
| 高木弘市君 | 武雄君 | 中川俊四郎君 |
| 高木弘市君 | 武雄君 | 中村源一郎君 |

木作成原君から、風早君の五月六日の発言は、五月一日のメーテーの騒擾事件について政府の責任を追究し、抗議した演説であり、林君の六月七日の発言は、日華通商に対する反対討論であつて、およそ議員が国会において政府の責任を追究し、政策に批判を加えることは、特に野党議員とともに当然のことであり、これらの発言について懲罰に付されることは、憲法により保障された議員の院内における言論の自由を否定するものであつて、両件については懲罰を科すべきでないと動議が提出されました。

引続き討論に入り、自由党農治良議員より、言論の自由はもとより尊重されるべきであるが、風早君の発言中において、メーテー当日の騒擾事件に対し、確たる証拠もなしに、虚構の事実を述べて不当にこれを歪曲し、あつたところ騒擾罪を邊境せんとするなどのことは、無責任な質問を弄しておることは、議院の秩序保持上許すべきでなく、また林君の発言中には、国会法第百十九條にいわゆる無礼の言を明らかに指摘することができ、さらに議会政治を否認し、暴力革命を是認するがときを犯すは、議員としてきわめて不適切なことであるから、田淵君の公開講場における陳謝を命ぜしとの動議に賛成票があり、共産党衆木作成原君右より

り、風早君がメーデー當日の騒動事件について述べた事実は、中央公論院の諸雑誌にも明らかに記載されておるところであつて、必ずしも風早君の説教ではない。しかし、この點を取上げて政府を追究した風早君の發言が、なかつてなどまさに人命を殺傷することによって民主主義の破壊であり、これが點を取上げて政府を追究した風早君の日暮の講演に対する反対討論を懲罰にせんとするがことは、反対黨の言論をことごとく抑圧し、抹殺せんとするものであつて、民主政治の破壊であり、本筋には懲罰を利すべきではない。よつて田淵君の動議には反対する旨の意見の問題があつました。次に改選荒石一也君よりは、風早君の懲罰事犯についての発言を保障した憲法の主旨に反するものであり、また風早君の発言が事実無根である演説を行つたからといつて、これを懲罰に付するがことは、特に議員の発言を保障した憲法の主旨に反するものであることを、また議院外においては当然に許されておるやうな常識が特に論議の自由を尊重されるべき議院内においてより述記既より削除されざりて分別考する

議題に付されるというがことをば、はなはだしく矛盾であること、次に林君の懲罰に至るては、その発言中不相当なるところはまつた、認められないこと、また動議提出者の趣旨弁明の中に、は、全文ことごとくが懲罰の対象たるべきものと信するところがあるが、これでは、共産党のよつて立つ思想、政策に対する懲罰であつて、言論の自由の破壊、民主政治の破壊である等の理由をもつて、両件についていはざれも懲罰事犯にあらずとする梨木君の動議に賛成し、田淵君の動議に反対する旨の意見の開陳があり、最後に日本社会党石井繁一君より、風早君や林君の言論は、其産業の世界觀に立つものであり、これらの方論を國会を通して国民の前に説く、国民の思想に対する批判力を養うことによつて、民主政治の發展は期待し得るのであるから、かかる討論について、多少心にされるならとつて、これを懲罰に付することは妥当ではない、よつて梨木君の動議に賛成、田淵君の動議に反対する旨の意見の開陳があつました。

早君の陳謝文案を朗読いたしました。まず風太郎の陳謝文案を朗読いたしました。

昭和二十七年五月六日の本会議における木村法務省裁のメーチーー当日の事件の経緯、事件の報告に対する質疑の中、私が虚構とね、造の言辞を用いましたことは、議院の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責上、顧みて、まさに申説ありません。

ここに誠意を披れさして衷心より感謝いたします。

次に、林君の陳謝文案を朗読いたします。

陳謝文案

昭和二十七年六月七日の本会議における中華民国との平和條約の結結論について承認を求めるの件に対する討論中、私が無礼と、暴力革命せん、運動の言辞を用いましたことは、議院の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責上、顧みて、まさに申説ありません。

ここに誠意を披れさして衷心より感謝いたしました。

以上をもつて報告を終ります。(拍手)

○鶴木正次郎君登壇

○鶴木正次郎君(岩本信行君) これより討論に入ります。鶴木正次郎君。

鹿君の懲罰に対し、超苦反対するものであります。

風華八十二君に対する懲罰の理由は、去る五月六日の政府に対する質問演説であります。同君は、この演説で、五月一日のメーデーに際して、警察の行つた暴虐につき政府の責任を追究し、抗議したのであります。日本の労働者、農民、学生、市長は、メーデー人民広場において、国民の生命財産を保護すべき警察が、労働者や学生を殺し、傷つけたとして憤慨しておるのであります。五月二十一日、東京神田の共立講堂で、血のメーデー記念の夕べに集まつた約四千の労働者、学生のはげしい抗議と怒りは、その端的現われであります。ブルジョア階級闘闘團のデマ宣伝にもかかわらず、メーデー事件の真相は、日本国民大衆の中に、いな、全世界人民の間にあるまねく浸透し、普及しているのであります。たとえば、全世界の労働者七千万をもつて組織する世界労連や、中國の全國的な労働組合組織である中華全國總工會が、メーデー血の冤枉に対し抗議している事実によつても明らかであります。

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

ようといふのである。議会制度のもとで、反対党が政府を攻撃し、その責任を追究することが、何よりも懲罰されなければならないのですから、それは民主主義の否定であり、議会制度の破壊である。(拍手)

次に林君の懲罰は、これまた六月七日、いわゆる日台條約の反対討論において、吉田外交を——になつて、吉田外交を——に下るとの非難し、台湾の蔵介石一味と不法なる條約を結ることに反対したこと、その理由となつておるのであります。懲罰の提案者佐々木盛雄君は、おくめんもなく、林君の反対討論全部が懲罰に該当すると主張し、日本共産党は非合法化すべきである、がなり立てておるのであります。ここに、自由党の議君は、日本共産党を非合法化したいのである。それだけでは、余すところなく暴論しております。自由党吉田政府に反対する一切の勢力を抹殺したのである。だからこそ、反対党的質問や討論に難くせをつて、懲罰に付し、陳謝を要求し、応じなければこれを除名し、国会から追放しようといふのである。かかる暴論を許すことは、憲法の停止であり、これが破壊に導くものであると信じます。それは米日反動の軍事植民地的強

裁政治の実現に奉仕するものであります。

自由党の諸君が、国会の中での風景をしておるとき、国会の外では何が起つておりますか。六月十八日、鈴木吳市長は國會議員をおとすれて、次のよう

な陳情を行つております。すなわち、吳市では、毎日毎晩のこと、駐留軍による強姦、強姦、暴行、傷害、放火などの不法行為が頻発し、一月から五月十日まで、その数が二百十件に及

び、吳市は恐怖と暗黒の町と化しておる事実を、涙ながらに訴えております。諸君、これは吳市だけでの問題ではありません。われくが、日本を占領し、支配する米日反動の軍事植民地的独裁支配に対し、日本の独立と平和、民主主義と生活を守るために闘争

をいたしまして、日本の独立と平和、自由と民主主義を守るために闘争をいたしました。

昭和二十七年五月六日の議場におけ

る議員林百郎君の発言は不適当の

ものと認め、同君に対し國会法第二十二條第二号により公開議場における陳謝

を命ぜました。

昭和二十七年六月七日の議場におけ

る議員林百郎君の発言は不適當の

ものと認め、同君に対し國会法第二十二

條第二号により公開議場における陳謝

を命ぜました。

昭和二十七年六月七日

の議場では、

日本国民はわれく、國會議員は何を

思っておるか。それはさうでもなく、

日本国民を侮辱し、搾取し、压迫して

おる。青年は血を流してまで破防法

を推進しない限り、吳市の現状があ

り、本件懲罰に絶対

強制し、これを拒否すれば、院議無視と

して除名しようとしているのである。こ

れは明らかに、日本国民の思想、言

論の自由一切を奪い、日本国民を奴隸

化せんとする破壊活動防止法をまず國

会において具体化し、実施せんとする

ものであります。

だが、しかし、諸君が破防法を制定

しようとするその設策は今どうなつて

おるか。破防法に対する三百万を

越える組織労働者が、第一波、第二

波、第三波セネストをもつて反対して

おる。青年は血を流してまで破防法

碎るために立ち上つてゐる。全國の学

生、教授、知識人、文化人も一齊に反

対しておる。破防法の正体がわかるに

つれ、最も広く国民の各界、各階を動

かし、反対の気勢がますます熾烈とな

つてゐる。これは日本の歴史につけて

あります。が、風早君及び林君はいづれも大席をしておりませんから、適當

の機会に議長よりこれを命じます。(拍手)

私の討論終ります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論

は終局いたしました。

本人的な良心に訴え、本件懲罰に絶対

反対されんことを要望いたしまして、

賛成議案に賛成することあります。

これを喜ぶ者はアメリカ占領者ごとの

かであります。しかるに、自由党の諸

君は、兩君が政治的な生命をかけて行

ます。(拍手)

日本の独立と平和、自由と民主主義

を守るために闘争をいたしました。

昭和二十七年五月六日の議場におけ

る議員林百郎君の発言は不適當の

ものと認め、同君に対し國会法第二十二

條第二号により公開議場における陳謝

を命ぜました。

昭和二十七年六月七日

の議場では、

日本国民はわれく、國會議員は何を

思っておるか。それはさうでもなく、

日本国民を侮辱し、搾取し、压迫して

おる。青年は血を流してまで破防法

を推進しない限り、吳市の現状があ

り、本件懲罰に絶対

強制し、これを拒否すれば、院議無視と

して除名しようとしているのである。こ

れは明らかに、日本国民の思想、言

論の自由一切を奪い、日本国民を奴隸

化せんとする破壊活動防止法をまず國

会において具体化し、実施せんとする

ものであります。

だが、しかし、諸君が破防法を制定

しようとするその設策は今どうなつて

おるか。破防法に対する三百万を

越える組織労働者が、第一波、第二

波、第三波セネストをもつて反対して

おる。青年は血を流してまで破防法

を推進しない限り、吳市の現状があ

り、本件懲罰に絶対

強制し、これを拒否すれば、院議無視と

して除名しようとしているのである。こ

れは明らかに、日本国民の思想、言

論の自由一切を奪い、日本国民を奴隸

化せんとする破壊活動防止法をまず國

会において具体化し、実施せんとする

ものであります。

だが、しかし、諸君が破防法を制定

しようとするその設策は今どうなつて

おるか。破防法に対する三百万を

越える組織労働者が、第一波、第二

波、第三波セネストをもつて反対して

おる。青年は血を流してまで破防法

を推進しない限り、吳市の現状があ

り、本件懲罰に絶対

強制し、これを拒否すれば、院議無視と

して除名しようとしているのである。こ

れは明らかに、日本国民の思想、言

論の自由一切を奪い、日本国民を奴隸

化せんとする破壊活動防止法をまず國

会において具体化し、実施せんとする

ものであります。

だが、しかし、諸君が破防法を制定

しようとするその設策は今どうなつて

おるか。破防法に対する三百万を

越える組織労働者が、第一波、第二

波、第三波セネストをもつて反対して

おる。青年は血を流してまで破防法

を推進しない限り、吳市の現状があ

り、本件懲罰に絶対

強制し、これを拒否すれば、院議無視と

して除名しようとしているのである。こ

れは明らかに、日本国民の思想、言

論の自由一切を奪い、日本国民を奴隸

化せんとする破壊活動防止法をまず國

会において具体化し、実施せんとする

ものであります。

だが、しかし、諸君が破防法を制定

しようとするその設策は今どうなつて

おるか。破防法に対する三百万を

越える組織労働者が、第一波、第二

波、第三波セネストをもつて反対して

おる。青年は血を流してまで破防法

を推進しない限り、吳市の現状があ

り、本件懲罰に絶対

強制し、これを拒否すれば、院議無視と

して除名しようとしているのである。こ

れは明らかに、日本国民の思想、言

論の自由一切を奪い、日本国民を奴隸

化せんとする破壊活動防止法をまず國

会において具体化し、実施せんとする

ものであります。

だが、しかし、諸君が破防法を制定

しようとするその設策は今どうなつて

おるか。破防法に対する三百万を

越える組織労働者が、第一波、第二

波、第三波セネストをもつて反対して

おる。青年は血を流してまで破防法

を推進しない限り、吳市の現状があ

り、本件懲罰に絶対

強制し、これを拒否すれば、院議無視と

して除名しようとしているのである。こ

れは明らかに、日本国民の思想、言

論の自由一切を奪い、日本国民を奴隸

化せんとする破壊活動防止法をまず國

会において具体化し、実施せんとする

ものであります。

だが、しかし、諸君が破防法を制定

しようとするその設策は今どうなつて

おるか。破防法に対する三百万を

越える組織労働者が、第一波、第二

波、第三波セネストをもつて反対して

おる。青年は血を流してまで破防法

を推進しない限り、吳市の現状があ

り、本件懲罰に絶対

強制し、これを拒否すれば、院議無視と

して除名しようとしているのである。こ

れは明らかに、日本国民の思想、言

論の自由一切を奪い、日本国民を奴隸

化せんとする破壊活動防止法をまず國

会において具体化し、実施せんとする

ものであります。

だが、しかし、諸君が破防法を制定

しようとするその設策は今どうなつて

おるか。破防法に対する三百万を

越える組織労働者が、第一波、第二

波、第三波セネストをもつて反対して

おる。青年は血を流してまで破防法

を推進しない限り、吳市の現状があ

り、本件懲罰に絶対

強制し、これを拒否すれば、院議無視と

して除名しようとしているのである。こ

れは明らかに、日本国民の思想、言

論の自由一切を奪い、日本国民を奴隸

化せんとする破壊活動防止法をまず國

会において具体化し、実施せんとする

ものであります。

だが、しかし、諸君が破防法を制定

しようとするその設策は今どうなつて

おるか。破防法に対する三百万を

越える組織労働者が、第一波、第二

波、第三波セネストをもつて反対して

おる。青年は血を流してまで破防法

を推進しない限り、吳市の現状があ

り、本件懲罰に絶対

強制し、これを拒否すれば、院議無視と

して除名しようとしているのである。こ

れは明らかに、日本国民の思想、言

論の自由一切を奪い、日本国民を奴隸

化せんとする破壊活動防止法をまず國

会において具体化し、実施せんとする

ものであります。

だが、しかし、諸君が破防法を制定

しようとするその設策は今どうなつて

おるか。破防法に対する三百万を

越える組織労働者が、第一波、第二

波、第三波セネストをもつて反対して

おる。青年は血を流してまで破防法

を推進しない限り、吳市の現状があ

り、本件懲罰に絶対

強制し、これを拒否すれば、院議無視と

して除名しようとしているのである。こ

れは明らかに、日本国民の思想、言

論の自由一切を奪い、日本国民を奴隸

化せんとする破壊活動防止法をまず國

会において具体化し、実施せんとする

ものであります。

だが、しかし、諸君が破防法を制定

しようとするその設策は今どうなつて

おるか。破防法に対する三百万を

越える組織労働者が、第一波、第二

波、第三波セネストをもつて反対して

おる。青年は血を流してまで破防法

を推進しない限り、吳市の現状があ

り、本件懲罰に絶対

強制し、これを拒否すれば、院議無視と

して除名しようとしているのである。こ

れは明らかに、日本国民の思想、言

論の自由一切を奪い、日本国民を奴隸

化せんとする破壊活動防止法をまず國

会において具体化し、実施せんとする

ものであります。

だが、しかし、諸君が破防法を制定

しようとするその設策は今どうなつて

おるか。破防法に対する三百万を

越える組織労働者が、第一波、第二

波、第三波セネストをもつて反対して

おる。青年は血を流してまで破防法

を推進しない限り、吳市の現状があ

り、本件懲罰に絶対

強制し、これを拒否すれば、院議無視と

に至つては、鉛筆権者の圧力によつて
生れたものであり、加害者たる鉛筆権者
の一方的な立場を守ることのみに終
始しておる素であるということによつ
て、今日なお百三十万の被害者が断固
として反対いたしておるなります。
(拍手)かくのことぐ、被害者がこ
れを喜ばず、加害者である鉛筆権者が
喜んでこれの成立を期待しておるとい
うところに自由党修正案の政略的な欠
陥があることを指摘しなければなりま
せん。われ／＼が今日まで三箇月間
にわたり、自由党の小委員諸君とともに
に、共同修正案をつくり出すべく努力を
を続けて来たにもかかわらず、今日の
段階に至つて野党修正案を提出せなければ
ならなくなつた原因もここに存す
のであります。(拍手)

やかに鉱業法の賠償規定の改正を行なふ。国家財政にたよることなく、農地及び農業施設はもちろん、家屋、農具等一切の被害を完全に復旧せしめ、国民をしてこの悲惨なる鉱害から一日も早く救出するよう抜本根源的な解決をなさねばなりません。この法案によっては、鉱害相者は一定の納付金を出され、数年の後には完全に鉱害の責任が認められることになつておるのであります。これでは、従来よりも賠償義務が軽くなつたとして、監督が助長されるという重大な弊害を伴つておるのではありません。鉱害賠償の責任は原状回復によってのみ初めて免責されるといふ趣意に立脚せしめ、その採掘にあたっては、鉱害の予防措置、採掘方法等万全の方策を講ぜしめるよう、指導監督を一段と強化せなければなりません。

かくのごとき見地に立つて、われわれは、この法案に対し、次の「ごとき」修正を行なうとしたるものであります。修正案の全文につきましては、譲案として提案しておりますから、その内容に譲ることといたし、大要を説明し上げたいと存じます。

まず修正の第一点は、第二條の第一号に「学校」とあるを「学校並びに建物は、学校同様に復旧の対象とし取扱うべきであるとの理由によります。

第二点は、第五十三條の地方公共團體の負担を一割を超えない範囲にとどめることとしたのであります。その理由は、賃借業者または受益者が、納付金もしくは負担金を納付する能力なしと認められるとき、または賃借業者が不明であるときは、地方公共團體はその維持管理を行つ公並設置の復旧費の一部を負担することとなりてゐるのであります。が、公共施設は、その管理区分によりそれ／＼公共團體が維持管理しており、鎌ヶ谷がなくとも、これ／＼鎌ヶ谷の物資輸送等によつて損傷されることがはなはだしく、これが修復に要する経費のみを見ますのも、年々多額の負担となつておるのであります。むしろこれらは被害者の立場にあるものと言ふのであります。ことに、最近地方公共團體の財政が極度に窮屈せる現状にかんがみて、本来ならば負担を一切免除すべきものであると考えますが、特別鎌ヶ谷の先例もありります。このように、一割限度の負担はやむを得ないものとしたのであります。

害であつて、復旧工事の完了により、本来有していた効用が完全に回復されてしまうと認められた場合、あるいは未回復の場合におきましては、定められた評価基準に従つて未回復の効用の価格を算定し、その金額が支拂われるときには、鉱害は消滅したものとみなすことになつてゐるのであります。しかししながら、その一例を申し上げますと、五尺陥没しておる美田を、元の高さに上げるために莫大な経費を要するので、三尺程度これを高めることにとどめて、あとはポンプによる排水施設によつてその効用の回復をはからんとするが、この場合、この土地が本来有していた高さよりも二尺だけ低いため、蒸発等の際、他の一般農地に比し著しい損害を受ける危険を有しているのであります。この点の未回復に対する賠償は何ら補償されることなく、鉱害は消滅したものとみなすこと、政府原案も自由修正案もなつてゐるのではあります。これは、憲法第二十九條に保障されている財産権の侵害なりといわなければなりません。この点は、この法案の重大なる欠陥であります。これは、憲法第二十九條に保障されている財産権の侵害なりと zwar nicht im gleichen Maße wie die anderen Parteien, aber doch mit großer Entschiedenheit und Klarheit gesagt.

ります。それが、今日自由党より提出せつられる修正案から委を消し、野党の修正案にのみ取上げられてあります。點を、諸君は考へなければなりません。(拍手)この文句が自由党の修正案から突如として委を消したのは、監査権者の圧力によつて消したものであることをつけ加えております。これによつて、たゞいま委員長が読み上げました附帯決議の第四項には、公共施設の復旧補助金に関する返還義務を免除することとつづけ加えております。これは、第九十二條に、國は特別金を交付した公共施設の復旧工事が完了したときは、その賃貸義務者に対し補助金の返還を命ずることができる規定となつておるのであります。その総額はおよそ三十億四千万円になる見込みであります。その内訳は、地方公共団体が二億四千万円、鉱業権者が二十八億円返還することとなつておるのを、何ゆえにこの二十八億円といふ莫大な金を鉱業権者をして返還せしめないよと決議文をつけたのか、私は、この辯論文をつけたところに、自由党の諸君が鉱業権者の圧力に応じておる姿が写しておると言えると思うのであります。(拍手)われくは、この点についても断固として糾弾せなければならぬ。い。

該金よなて田石次り金何處存のるを1996年1月1日より未だ未だ

合と同様、超党派的な問題として処理せんとするわが党の努力を裏切つておるのであります。・

わが党の修正案と、日本共産党を含めた野党連合の修正案との最大の相違点は——この相違さえなければ、完全にわが党と同調できるのであります。が、要するに、既成の復旧工事を完了後における洪水、その他不測の災害のため、一般農地に比べて特別の損害をこうむつた場合において、その農地につき、國庫の負担による特別の補助を行なふか、あるいは、才で所定の賠償の義務を果しておる飼養業者に対する、お無限に賠償債務を負担せしめることとするかに集約せられるのであります。しかして、この両案を比較するに、野党側の主張する修正案は、安性の比較的低い中小の飼養業者または定着性のない一部の小さい飼養業者いしは粗飼養者を相手としてその資本を追索せざるを得ない場合に遭遇することも決して少くないのであります。が、野児の諸君も、この点はよく承知の上ですべて國の特別助成を対象とするものでありまして、ほんとうに被災者に同情し、被災者の眞の利益をこころねるものならば、いずれの案をとるべきは子供でもわかるはずです。

忠実に政府案を修正せんとするものであるのに、当時この附帯決議に同調せられた野党の諸君が、あえてこれに反対し、見苦しい、かようなどうやら声明書などを提出になることは、まつたく当らないものであります。ほんの少数の人に引きずり込まれておるもとの見られるのであります。(拍手)野党側の修正案は、いたずらに日本の基礎産業に拂拭すべからざる不安を抱かしむることとなるのみであつて、要するに、かつては同調できた野党の諸君が、今は、たなこころを返すがごとく反対せられるのは、一部の地方民に媚態を呈する選舉なる選舉運動が、さもなくば、何か腹に一物あるものだと言われても、一言も弁解の余地はないではありませんか。

と言われても一言もないようなあります。(拍手)自由党が小委員会の案を裏切つたなどと言われます。けれどもそれは正式の小委員会の案でも何でもない。たゞ少數の委員の私見の一部にすぎないではありますまい。(拍手)
なあ、野党側提出の修正案のその点について、提案者あるいは賛成者は、いろいろの説をなされまするけれども、たゞいま私があげた最大の相違点一点が一致させすれば、あとは全附帯決議等でよろしくと言つたではありませんか。従つて、私はあえてこれらの点については論及する必要を認めません。特別算定復旧臨時措置法の規定といふことは、この法案の提案とりませんか。従つて、私はあえてこの点については論及する必要を認めません。特別算定復旧臨時措置法の規定といふことは、この法案の提案と現でありますて、現地積年の要望にたえる長期的な善政であります。反対の諸君は、これにいろいろの難点をつけて反対されておりますが、自党なればこそ、かかる対策を講ずることができたのであることを知りたいと思います。(拍手)
これを要するに、私は、少數意見または監督権にしてもらつてゐることなく、一日千秋の思いで法律の成立を期待している百数十人

に上の多数の人たちのために本法案
通過をはかることこそ国会の責務
あると確信するものであります。
対論者の説導におどる、きわめて少
の人たちを除いては、地元の人たち
ことごく自由党の修正になる本法
案の成立を熱望してやまないもので
あることを、諸君の前において、私は
これらの人たちにかわつて断言する
であります。しかし、私は、こ
の断言が地元民の眞の叫びであつ
たれ反対せられる諸君の眞の叫びが世人
わす留言にすぎないものであると
ことを証拠立てるために、私に寄
れた多枚の電報のうちから、次の
だけをここでひきらう申し上げま
諸君の猛省を促すものであります
くお聞きください。『鎌倉復旧法案
国会においてぜひ通過成立するよ
別の御配慮をお願いいたします。
県知事杉本縣治』次に『鎌倉法案
大国会通過につき特に御盡力請んで
岡県議会議長田中安蔵』、これはほ
一例であります。地元民がいかに
みやかに本法律案の成立をこいわ
ておるかということをおわかりに
はずだと思います。

○開議(岩本信行著 加藤鉄次
　　加藤鐵造君著略)

は、反對數

は、反對數

○加藤鐵造君 私は、たゞいま
なりました臨時石炭鑿審復旧法
する自由党修正案及び修正部分
原案に反対、中村寅太郎外提出
修正案及び修正部分を除く原案
するものであります。(拍手)

・この野黨修正案は、五月十六
下賜源小委員会において、自由
幸八君、淵上房太郎若らも明らか
意いたしまして、満場一致被否決
努力するよう申合せをいたし
同一内容のものであります。
それを、わざか一箇月の後にして
党だけがまつたく申訴的附隨題で
これをかえて、さらによつたと
修正案を出すことになつたので
す。一本だれがこういうふう
を変貌させなかつて問題で
す。福岡県出身の淵上房太郎君で
きは、その内容を十分に御承知
と思います。今、小笠原君によ
うちに自由党がこらいう変貌
弁解の言辭を弄せられました
今日それを具体的に追究いたしま
ないと考えるのである。ただ
たといふ事実は奇怪じごで
うことを申し上げておきたい
であります。私は中村寅太郎
ることを避けまして、きわめ
自由党修正案に反対の理由を
たいと存じます。(拍手)

新嘉坡總理司馬士二號
嘉慶廿四年正月廿五日去處

卷之三

二七六

三國志(岩波叢書)

官報(号外)

17

その第一は、現行鉱業法が金銭賠償主義であるといふことであります。それとして、鉱業権者の賠償義務に対するところの無責任ということがまず第一であります。わが党が本法案に対する自由党の修正案に賛成できない理由は、自由党の修正案では、本法の最大目的でありますところの民生の安定、あるいは國土の有効利用ということを安全にはかり得ないということであります。何となれば、現行鉱業法において、鉱業権者の責任は鉱業権者であり、鉱業権者の責任において発生した鉱害の賠償を行うということは当然の義務でございます。そして、鉱害賠償の責任は公正かつ適切になされねばならないと明記してあるのであります。

もし現在において、鉱業権者がおのれの義務を公正かつ適切に行つておりますならば、現在政府が発表しております二百三十一億円という甚大なる損害が残つておるわけはないのである。

自由党の副幹事長の平井君は、やじつておられましたけれども、平井君は福岡県出身として、そのことは筆に指摘しておられるところであつたのであります。

(拍手)公正かつ適切に賠償しなければならないということは、平井君や瀬上

君、あるいは高橋権六君といえども御承知のことであつたと思うのであります。

農地はともかくといたしまして、

家庭の被害について考えると、い

関する予算を相当額計上すべきである。

不誠意と鉱業権者の無責任というこ

かに賠償形式が金銭賠償主義とは申せ、自分のらしがまさに倒壊寸前にあらるを、そのままにして、そこに住む者が、鉱業権者より賠償された金を家にあげられなければならぬと思うのであります。わが党が本法案に対する自由党の修正案に賛成できない理由は、自由党の修正案では、本法の最大目的でありますところの民生の安定、あるいは國土の有効利用ということを安全にはかり得ないということであります。何となれば、現行鉱業法において、鉱業権者の責任は鉱業権者であり、鉱業権者の責任において発生した鉱害の賠償を行うということは当然の義務でございます。そして、鉱害賠償の責任は公正かつ適切になされねばならないと明記してあるのであります。

もし現在において、鉱業権者がおのれの義務を公正かつ適切に行つておりますならば、現在政府が発表しております二百三十一億円という甚大なる損害が残つておるわけはないのである。

自由党の副幹事長の平井君は、やじつておられましたけれども、平井君は福岡県

出身として、そのことは筆に指摘しておられるところであつたのであります。

(拍手)公正かつ適切に賠償しなければならないということは、平井君や瀬上

君、あるいは高橋権六君といえども御承知のことであつたと思うのであります。

農地はともかくといたしまして、

家庭の被害について考えると、い

関する予算を相当額計上すべきである。

不誠意と鉱業権者の無責任というこ

かに賠償形式が金銭賠償主義とは申

せ、自分のらしがまさに倒壊寸前にあ

るのを、そのままにして、そこに住む

者が、鉱業権者より賠償された金を家

にあげられなければならぬと思うの

であります。わが党が本法案に対する

自由党の修正案に賛成できない理由

は、自由党の修正案では、本法の最大

目的でありますところの民生の安定、

あるいは國土の有効利用ということを

安全にはかり得ないということであり

ます。何となれば、現行鉱業法におい

て、鉱害賠償の責任は鉱業権者であ

り、鉱業権者の責任において発生した

鉱害の賠償を行つ」ということは当然の

義務でございます。そして、鉱害賠

償の責任は公正かつ適切になされね

ばならないと明記してあるのであります。

農地はともかくといたしまして、

家庭の被害について考えると、い

関する予算を相当額計上すべきである。

不誠意と鉱業権者の無責任というこ

かに賠償形式が金銭賠償主義とは申

せ、自分のらしがまさに倒壊寸前にあ

るのを、そのままにして、そこに住む

者が、鉱業権者より賠償された金を家

にあげられなければならぬと思うの

であります。わが党が本法案に対する

自由党の修正案に賛成できない理由

は、自由党の修正案では、本法の最大

目的でありますところの民生の安定、

あるいは國土の有効利用ということを

安全にはかり得ないということであり

ます。何となれば、現行鉱業法におい

て、鉱害賠償の責任は鉱業権者であ

り、鉱業権者の責任において発生した

鉱害の賠償を行つ」ということは当然の

義務でございます。そして、鉱害賠

償の責任は公正かつ適切になされね

ばならないと明記してあるのであります。

農地はともかくといたしまして、

家庭の被害について考えると、い

関する予算を相当額計上すべきである。

不誠意と鉱業権者の無責任というこ

かに賠償形式が金銭賠償主義とは申せ、自分のらしがまさに倒壊寸前にあらるを、そのままにして、そこに住む者が、鉱業権者より賠償された金を家にあげられなければならぬと思うのであります。わが党が本法案に対する自由党の修正案に賛成できない理由は、自由党の修正案では、本法の最大目的でありますところの民生の安定、あるいは國土の有効利用ということを安全にはかり得ないということであります。何となれば、現行鉱業法において、鉱業権者の責任は鉱業権者であり、鉱業権者の責任において発生した鉱害の賠償を行つ」ということは当然の義務でございます。そして、鉱害賠償の責任は公正かつ適切になされねばならないと明記してあるのであります。

もし現在において、鉱業権者がおのれの義務を公正かつ適切に行つておりますならば、現在政府が発表しております二百三十一億円という甚大なる損害が残つておるわけはないのである。

自由党の副幹事長の平井君は、やじつておられましたけれども、平井君は福岡県出身として、そのことは筆に指摘しておられるところであつたのであります。

(拍手)公正かつ適切に賠償しなければならないということは、平井君や瀬上君、あるいは高橋権六君といえども御承知のことであつたと思うのであります。

農地はともかくといたしまして、家庭の被害について考えると、い関する予算を相当額計上すべきである。

不誠意と鉱業権者の無責任というこ

かに賠償形式が金銭賠償主義とは申せ、自分のらしがまさに倒壊寸前にあらるを、そのままにして、そこに住む者が、鉱業権者より賠償された金を家にあげられなければならぬと思うのであります。わが党が本法案に対する自由党の修正案に賛成できない理由は、自由党の修正案では、本法の最大目的でありますところの民生の安定、あるいは國土の有効利用ということを安全にはかり得ないということであります。何となれば、現行鉱業法において、鉱業権者の責任は鉱業権者であり、鉱業権者の責任において発生した鉱害の賠償を行つ」ということは当然の義務でございます。そして、鉱害賠償の責任は公正かつ適切になされねばならないと明記してあるのであります。

もし現在において、鉱業権者がおのれの義務を公正かつ適切に行つておりますならば、現在政府が発表しております二百三十一億円という甚大なる損害が残つておるわけはないのである。

自由党の副幹事長の平井君は、やじつておられましたけれども、平井君は福岡県出身として、そのことは筆に指摘しておられるところであつたのであります。

(拍手)公正かつ適切に賠償しなければならないということは、平井君や瀬上君、あるいは高橋権六君といえども御承知のことであつたと思うのであります。

農地はともかくといたしまして、家庭の被害について考えると、い関する予算を相当額計上すべきである。

不誠意と鉱業権者の無責任というこ

かに賠償形式が金銭賠償主義とは申せ、自分のらしがまさに倒壊寸前にあらるを、そのままにして、そこに住む者が、鉱業権者より賠償された金を家にあげられなければならぬと思うのであります。わが党が本法案に対する自由党の修正案に賛成できない理由は、自由党の修正案では、本法の最大目的でありますところの民生の安定、あるいは國土の有効利用ということを安全にはかり得ないということであります。何となれば、現行鉱業法において、鉱業権者の責任は鉱業権者であり、鉱業権者の責任において発生した鉱害の賠償を行つ」ということは当然の義務でございます。そして、鉱害賠償の責任は公正かつ適切になされねばならないと明記してあるのであります。

もし現在において、鉱業権者がおのれの義務を公正かつ適切に行つておりますならば、現在政府が発表しております二百三十一億円という甚大なる損害が残つておるわけはないのである。

自由党の副幹事長の平井君は、やじつておられましたけれども、平井君は福岡県出身として、そのことは筆に指摘しておられるところであつたのであります。

(拍手)公正かつ適切に賠償しなければならないということは、平井君や瀬上君、あるいは高橋権六君といえども御承知のことであつたと思うのであります。

農地はともかくといたしまして、家庭の被害について考えると、い関する予算を相当額計上すべきである。

不誠意と鉱業権者の無責任というこ

かに賠償形式が金銭賠償主義とは申せ、自分のらしがまさに倒壊寸前にあらるを、そのままにして、そこに住む者が、鉱業権者より賠償された金を家にあげられなければならぬと思うのであります。わが党が本法案に対する自由党の修正案に賛成できない理由は、自由党の修正案では、本法の最大目的でありますところの民生の安定、あるいは國土の有効利用ということを安全にはかり得ないということであります。何となれば、現行鉱業法において、鉱業権者の責任は鉱業権者であり、鉱業権者の責任において発生した鉱害の賠償を行つ」ということは当然の義務でございます。そして、鉱害賠償の責任は公正かつ適切になされねばならないと明記してあるのであります。

もし現在において、鉱業権者がおのれの義務を公正かつ適切に行つておりますならば、現在政府が発表しております二百三十一億円という甚大なる損害が残つておるわけはないのである。

自由党の副幹事長の平井君は、やじつておられましたけれども、平井君は福岡県出身として、そのことは筆に指摘しておられるところであつたのであります。

(拍手)公正かつ適切に賠償しなければなりません。結局、政府の

とが重なつて、たま／＼自分の住む地

下に石炭という資源があつたがため

に、多大の被害と深刻な不安を受けな

ければならぬといふ被害者の立場を考

えますと、いかに運命の皮肉とは申

せ、悲惨なる姿には同情の涙を禁じ得

ないのであります。

第三の点を簡潔に申し上げます。

○加藤謹達君(説)
吉田内閣は、いたずらにイナナ、

ガーティ的自由主義経済に執念するのみならず、農地開拓以外の、一

般公共施設の復旧に支出した補助金

によって、国庫補助の対象より除外

するのみならず、農地開拓以外の、一

般公共施設の復旧に支出した補助金

を、復旧工事を完了後、賠償義務を

返還するというが、このときには、

において、新鉱業法の採決の際、鉱害

賠償に関する問題で立派に論議した

が、吉田内閣は、いたずらにイナナ、

ガーティ的自由主義経済に執念するのみならず、農地開拓以外の、一

般公共施設の復旧に支出した補助金

を、復旧工事を完了後、賠償義務を

を、復旧工事を完了後、賠償義務を

返還するというが、このときには、

において、新鉱業法の採決の際、鉱害

賠償に関する問題で立派に論議した

が、吉田内閣は、いたずらにイナナ、

ガーティ的自由主義経済に執念するのみならず、農地開拓以外の、一

般公共施設の復旧に支出した補助金

期しておるところが、この修正案の趣意でござります。

かかる見地より、われくは自由党

修正案に反対し、野党修正案に賛成を

表して、私の討論を終る次第であります。

○副議長(岩本信行君) これにて討論

は終了いたしました。

これより本案に対する中村寅太君外

十六名提出の修正案につき採決するの

であります。が、本修正案中、第二條第

六項第十一号を改正する点、附則第八

項中、地方税法を改正する点は委員

会の修正と同一でありますから、この

共通部分を除いた他の修正につき採決

いたします。中村寅太君外十六名提出

の修正案中、委員会の修正と共通部分

を除いた修正に賛成の諸君の起立を求

めます。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立少數。よ

つて共通部分を除いた他の修正につき採決

いたします。中村寅太君外十六名提出

の修正案中、委員会の修正と共通部分

を除いた修正に賛成の諸君の起立を求

めます。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多數。よ

つて共通部分を除いた他の修正につき採決

いたします。中村寅太君外十六名提出

の修正案中、委員会の修正と共通部分

を除いた修正に賛成の諸君の起立を求

めます。

官報(号外)

いた委員会の修正に賛成の賛成の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多數。よ

つて共通部分を除いた委員会の修正は可決されました。(拍手)

次に、ただいま修正議決した部分を除いたその他の原案につき採決いたしました。修正部分を除いたその他の原案に賛成の諸君の起立を求めます。修正部分を除いたその他の原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多數。よ

つて修正部分を除いたその他の原案は可決されました。(拍手)

第六章 雜則(第十七條—第二十

一條)

第七章 則則(第二十二條—第二

十五條)

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、航空機及び航

空機用機器の生産技術の向上を図

ることにより、これらの性能を確

保し、あわせて航空機工業の健全

な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「航空機」

とは、航空法(昭和二十七年法律

と同様)

の規定による航空機を意味する。

第二條 第二節第一項の航空機

をいう。

この法律において「航空機用機

器」は、左に掲げる物をいふ。

一 航空機用原動機

二 航空機用プロペラ

三 前二号に掲げる物の外、航空

機の一部を構成し、又はこれに装

備される機械器具であつて、政

令で定めるもの。

第二章 製造等の事業

機又は航空機用機器の製造工場に

おいて行うものに限る。以下この

章において同じ。の事業を行おう

とする者は、当該製造又は修理を

行う工場ごとに、左に掲げる事項

を記載した届出書を通商産業大臣

に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに

法人にあつてはその代表者の氏

名

二 工場の名称及び所在地

三 製造又は修理をする航空機又

は航空機用機器の種類

四 事業開始の予定期間

五 前項の届出書には、事業計画書

及び製造又は修理のための設備の

概要を記載した書面並びに法人に

あつては定款又は寄附行為を添附

しなければならない。

(届出事項の変更)

第四條 航空機又は航空機用機器の

製造又は修理の事業を行う者は、

前條第一項の届出書に記載された

事項について変更があつたとき

は、速やかに、通商産業大臣にそ

の旨を届け出なければならない。

(事業の休業止等の届出)

第五條 航空機又は航空機用機器の

製造又は修理の事業を行おう者は、

その事業を廃止したときは、速やか

く、通商産業大臣にその旨を届け出

なければならない。その事業

通商産業省令で定める航空機の区

分に従い、その製造のための設備

及び製造の方法(以下「製造設備

等」という。)にして、通商産業

大臣の検査を受け、これに合格し

た後でなければ、その製造設備等

により航空機の製造をしてはなら

ない。但し、試験的に製造をする

場合その他通商産業省令で定める

生産技術上の基準に適合するか

申請があつたときは、申請に係る

製造設備等が通商産業省令で定め

る生産技術上の基準に適合するか

どうかを検査し、適合すると認め

るときは、これを合格としなけれ

ばならない。

3 航空機を製造する者は、航空機

の製造のための製造設備等につい

て通商産業省令で定める要領をし

ようとするときは、通商産業大臣

の承認を受けなければならない。

4 通商産業大臣は、前項の承認の

申請があつたときは、申請に係る

変更後の製造設備等が第二項の生

産技術上の基準に適合するかどうか

を検査し、適合すると認めるこ

とは、同項の承認をしなければな

らない。

5 第七條 通商産業大臣は、航空機の

製造のための製造設備等が前條に

従つて、當該設備等をその基準に

従つて、當該設備等をその基準に

昭和二十七年六月十六日 種種類公報第六十号 統一機製造法案

用機器、帳簿、書類その他の物件

見を述べる機会を與えなければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料の納付)

第十八條 別表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(不服の申立)

第十九條 この法律の規定による通商産業大臣の处分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に対し、不服の申立てをすることができる。

官報(号外)

3 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

4 第十七條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

3 航空機等に関する措置に関する者

(決定)

件(昭和二十年商工省令、文部省令、運輸省令第一号)は、廃止する。

三十三の三 航空機又は航空機の製造設備等又は修理設備等の検査に関する事項を加える。

二号を加える。

<p

航空機製造法案(内閣提出)に関する
報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔多武良哲三君登壇〕

○多武良哲三君
ただいま議題となり
ました航空機製造法案について、通商
産業委員会における審議の経過並びに
結果を概要御報告申し上げます。

航空機の製造は、いまさら申し上げ
るまでもなく、戦後通商軍需司令官の
指令によつて禁止されておつたのであ
りますが、今年三月八日付の覚書によ
りまして再び生産が認められ、航空機
工業の全面的な活動の道が開かれたの
であります。御承知のように、航空機
工業は素材、部品、装備品等多岐にわ
たる関連生産部門の緊密な協力によつ
て構成されるピラミッドの頂点に位す
る典型的な総合機械工業であり、また
設備、技術及び材料等においては、各
方面を通しまして最高度の水準を要求
されるものであります。しかるに、わ
が国の航空機工業は、戦後たちに賠
償工場に指定され、生産のための組織
はことごとく解体せしめられ、終戦後
七歳の間にわたつて、完全な空白状況
に置かれたのであります。従いまし
て、この航空機工業を再建し、わが国
の生産停止期間中に顯著な進歩発達を
示した諸外国の航空工業の水準にまで
達せしめることは、実に多難の限りと
いへべきであります。そこで、航空機

がわが國将来の文化、産業に貢献する
大きな意義を考えますとき、航空機工
業の生産技術の向上をはかり、航空機
の品質及び性能を確保し、これを振興
発達せしめんとするのであります。
以上が本法案の提案要旨であります
が、なお内容を簡單に申し上げます
と、第一に、航空機及び発動機、プロ
ペラ等の製造または修理の事業につき
ましては届出制度にしたのであります
と、第二としましては、航空機工業は最
高度の技術及び高性能の設備を不可欠
とするものでありますので、製造また
は修理の設備及び方法について一定の
技術上の基準を設けて、これを検査
し、この検査に合格した設備及び方法
により製造または修理を行わせること
としたのであります。

第三に、航空機及び発動機、プロペ
ラ等の製造または修理を行つた場合に
は、検査に合格した設備及び方法によ
つて行はれたものであることを通商産
業株式会社社長野村清臣君の三君を招
き、参考意見を徵したのであります。

以上の質疑のうちにおいて、自由党
多武良哲三君、改進党高橋道治郎君並
びに日本社会党加藤義彦君より、各派
一致して、航空機の生産政策は一貫的
に、あげてこれを通商産業者が施行す
るにあつざれば、今後長い行政の努力を
要するのではないか、特現実の問題とし
ては、通航、運送の二重監督となるので
はないか、かくのこときことにならぬ
よう、関係者は特にみずからを自戒自
律すべき旨の発言があつたのであります
。その詳細の内容につきましては会
議録に譲ることいたしましたので、これ
を御参考願うことといたしました。

五月九日午前八時三十分よりの自由
日本放送は、駆逐艦を直子の米國では
二千三百ドルもするが、日本では七百
五十ドルか八百ドルしかかからぬと言
つてゐる。日本で仕事をやらせると費
用は米国の二十分の一程度で十分であ
る。さわめて安く、これは米軍陸軍空軍
も借用しないほどに安く上ると感じ
ている。それゆえにこそ、労働者の賃
金は安く、農産物は不当な価格で強奪
され、政治の腐敗は貿易と差別化に十
分に熱心な質疑応答がなされたのであ
ります。なら本委員会におきま
しては、六月四日、参考人として川崎
機械株式会社社長野村仁君、新三菱電
気株式会社副社長並田泰君、富士電
機株式会社長野村清臣君の三君を招
き、参考意見を徵したのであります。

五月九日午前八時三十分よりの自由
日本放送は、駆逐艦を直子の米國では
二千三百ドルもするが、日本では七百
五十ドルか八百ドルしかかからぬと言
つてゐる。日本で仕事をやらせると費
用は米国の二十分の一程度で十分であ
る。さわめて安く、これは米軍陸軍空軍
も借用しないほどに安く上ると感じ
ている。それゆえにこそ、労働者の賃
金は安く、農産物は不当な価格で強奪
され、政治の腐敗は貿易と差別化に十
分に熱心な質疑応答がなされたのであ
ります。なら本委員会におきま
しては、六月四日、参考人として川崎
機械株式会社社長野村仁君、新三菱電
気株式会社副社長並田泰君、富士電
機株式会社長野村清臣君の三君を招
き、参考意見を徵したのであります。

五月九日午前八時三十分よりの自由

本法案は、五月十日、当選議院委員会
員公付託せられ、越えて十三日、政府
委員より本法案の提案理由の説明を聽
取いたしたのであります。その後議院
に入り、本委員会においては、五月二
十三日、六月四日の二日間にわたり行
われたのであります。また運輸委員会
との通告審査会を五月二十一日より開
き、二十二日、二十七日、二十八日、
三十日、六月二日と六回にわたり行
われたのであります。また運輸委員会
との通告審査会を開いたのであります。

○横田基太郎君登壇
○横田基太郎君、一九三九年四月、政
友会は、飛行機生産でたんまりもうけ
た中島知久平氏を起訴に迎えた。その
後身の自由党が、今まで飛行機をほし
いと言ひ出した。航空機の製造は、終
戦後、速成軍需司令官の指令で禁止と
なつてはいた。だが、アメリカは、みず
から世界兵器廠をもつて任じ、軍需生
産でたんまりもうけている連中が暢を
きかしている固柄である。そのアメリ
カの占領軍が、日本と連合軍との世界
平和のための誓いをいつまでも守らせ
る政策を持続できるはずがない。二十
六年三月八日付の覚書によつて、航空機
の占領軍が、日本と連合軍との世界
平和のための誓いをいつまでも守らせ
る政策を持続できるはずがない。

白して、その結果、外債は日本
の経済を荒し、特税を秋まで課けて
み、日本の産業はつぶれてしまうとい
うことには、自由党の通商委員会が否
認する一連の論議である。(拍手)

飛行機は文明の利器であり、たゞで
もがほしいものである。まして、日本
は飛行機を飛ばせない野蛮国ではなか
つた。戦前の日本では、多い年では、
一百十機の飛行機をつくつてた。だ
が、これらの飛行機はどんな役割を果し
たのであらうか。これをはつきり目を
わめてから、軽飛行機生産再開にしない
と、日本よこの民族を再び燃えたぎれ
の火の海の中で原爆弾をやられされ
ることをやるわけはないのだ。

本のうちにさせようなど、ほんくらな
ことをやるわけはないのだ。

昭和二十七年六月二十六日

東京地方法院第六十一号 航空機製造法案

悲劇のまつだ中で細菌増殖に殺せられ、狂い死にさせられるのは必定だ。

航空機生産再開のためには、政治のあり方が先決問題であり、自由党を倒すことがまず第一である。この解決なしには、航空機生産はかえって害になる、なまくへし思ふ出がるよりも多くあり過ぎる。飛前、天皇御政権下の日本でつくられた航空機の名は軍用機と呼ばれていた。空で飛ぶは敵の地上基地に攻撃せ、地を要は敵の地上基地に起不能の大損害を與え、海に敵の艦船を沈め、島軍機は常に空襲無事神還りたのである。翼を失い、プロペラを損傷しても、日本から飛び立つた天皇の飛行機は、大本営発表によると、決して敵地には墜落されなかつたのである。

脱いだ戦時統制下の日本の新聞の文字の上では、実に強い、無敵な、頼も

て、豊かな飛行機であつた。軍艦マチで、ラジオはその強さをほめたたえていた。

の。自由党的議員は、そのとき口を開けて見て喜んでいたのだ。日本の空

は、これらの飛行機を告げ、戦争に反対する共産主義者の活動は迫害し、投獄、拘束と苦役をもつて報したのだ。共

産党弾圧後の日本は神風を待ち、天壤

無窮、高天原の工場でつくられる悲劇

原爆爆風の飛行機、また神風の奇蹟

をかけていた。神の名はつけど、飛くな

い翼を持つ飛行機があまりにも多くな

った。神の子を名乗る國の日の九

の爆風機は、B二九にあればこれを避け、原子弹爆發下の後嗣には空の守り

をいとて、日本の飛行機自体が空中

から飛開していくのではないか。

日本の労力、日本の金を使いながら、日本国民に何の相談もなく、唯一

ことを許さなかつた。(慈育する者あら)

り)お詫びつてバチンコでもして来い。

外人がばかりと呼んでいた、飛び去つて

いるの。

これが、天皇の航空機生産が、今度は日本経済に与えたことだ。

論争も、また人間の常識で解釈してはいけない点なんか、そつくりそのまま、まことに同じ論法で片づけられて

いる。旧憲法は大御心の中に消え去り、

大君に隨順し奉つた、日本のうつし世には、人心を持った者は生きて動くことさえできなくなつてしまつた。まつ

るわざるものに討ち平らげたまゝ、神

の田の民草に抜けおわせてしまつて、以外に長らえる方法は許されなかつた。や

ところであつて、神々がいはり、神の子

が神聖をなして、天皇不可侵、君主神

權説を呼号し、国民を迫害鎮圧する

ところであつて、神々がいはり、神の子

が神聖をなして、天皇不可侵、君主神

自由党に返り咲こうとがっている。早川忠萬、重光義兵等が、隠犯解説者を連れて日本の政権をうかがっている。大橋氏は、さうのラジオニュースで、国民党圧迫のための、地にのる／＼演説、空に爆弾投下の飛行機等が、隠犯がほしいと言ひ出した。町に旧軍人、殺犯の書籍は氾濫している。再軍備宣伝は、吉田政府を先頭に猛烈に行なわれている。戦前と比べて足りないのは、六人を救し、人家を焼くための殺戮だけだ。兵器の国内生産が不足してあるだけだ。

人中島氏を懲らしものと連れてはならぬといふ。文教省、再び戦争の名による大騒ぎ殺人煽動者に渡してはならない。」おまけにこそ、再び日本の破壊を招来すること必然である。

飛行機にはし。われ／＼日本の軍事主力は、日本国民の力を統一して、必ずからぬ政府をつくり、必ずひずかずの飛行機をつくり、空襲らしい軍事文化を速々直大な航空文化を築く。これまで、吉田自由党政のもとにおいては、一機の飛行機生産も許してはならない。自由党政地下、腐敗しやすい軍需産業を再建して何になる。むだではないか。印紙の廃止は、一体何を物語つてゐるのだ。コモダシ恩の向うへところ、必ず降参しますと、諸侯の軍使を先立てて、現在の日本で武器を採つた結果、警戒半備隊、海上保安庁、官署、旧軍関係者は、汚職のしとねどを敗き、軍需産業再建を一日千秋の思いで待つてゐる所ではないか。こんな危険なことをやるより、平和産業の無制限発展と、その裏づけとなる日本と中国との貿易復活に國論の統一をはからうじやないか。関係閣の緊張を実現し、この政治的基盤の上に、対米交渉の根本的目的やりかえをするのだ。日本と世界平和のために、この道をまっすぐに進むべきミグによつて、こつばみじんに破られたアメリカ空軍の再建のために、日本

の施設と一切が済用されるのみの、現
に下請のための本法案には、日本共産
党は絶対反対であります。(拍手)
○副議長(若木信行君) これにて討論
は終局いたしました。
採決いたします。本案の委員長の報告
書は可決であります。本案を委員長の
報告の通り決するに賛成の諸君の起立
を求めます。

七十四号)の一部を次のよう改定する。

「その者が死亡し又は解散したときは、大蔵大臣の選任する者。以下同じ。」は、異様なく清算状況報告書を作り、大蔵大臣に提出してその承認を求めるなければならぬ。

第十九條の三第二項から第五項までの規定は、前條第一項の規定による指定の解除があつた場合に、これを用意する。この場合において、第十九條の三第二項に「特種清算事務が終つた旨」とあるのは、「指定の解除があつた旨」と、「決算報告書」とあるのは「清算状況報告書」と、同項及び同條第五項中「閉鎖機関」とあるのは「指定解除機関」と読み替えるものとする。

第二十條の三 第二十條第一項の規定による指定の解除は、将来に向つてのみその効力を有する。

第二十條の四 本邦内に本店又は主たる事務所を有する閉鎖機関について第二十條第一項の規定による指定の解除があつたときは、その指定の解除の際該機関の特殊清算人であつた者は、当該機関の清算人を選任するため、その指定の解除の日から一月以内に、株式会社である機関にあつては株式会社有限公司である機関にあつては社員組合、民法第三十四條の規定によ

Digitized by srujanika@gmail.com

昭和二十七年六月二十六日 案議院会議案第六十一号 自転車競走法等の一部を改正する法律案

通商産業大臣は、前項の許可をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聞くなければならない。

都道府県知事は、前項の意見を述べようとするときは、命令の定めるところにより、あらかじめ、公聴会を開いて、利害関係人の意見を聞くなければならない。

通商産業大臣は、第一項の許可の申請があつたときは、申請に係る競走場の位置及び競走設備が公安上及び競輪の運営上適切であると認めるときに限り、その許可をすることができる。

競輪は、第一項の許可を受けた設置された競走場（以下競輪場といふ）で行わなければならぬ。但し、通商産業大臣の許可を受けたときは、道路を利用して行うことができる。

第四條 車券の発売又は第九條の規定による拂戻金等（以下「車券の発売等」といふ）の用に供する施設を競輪場外に設置した者は、命令の定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならぬ。

通商産業大臣は、前項の許可の申請があつたときは、申請が命令で定める基準に適合する場合に改める。

合に限り、その許可をすることができる。

競輪場外における車券の発売等は、第一項の許可を受けて設置された施設（以下「場外車券発売場」といふ）でしなければならない。

第五條中「前條の自転車競走場並びに第一條の自転車競走に出場する選手及び使用自転車」を「競輪場、競輪の審判員、競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第五條の二 競輪施行者は、左の各号に掲げる事項につき命令で定める範囲をこえて、競輪を開催することができない。

一 競輪場当りの年間及び月間開催回数

三 一回の開催日数
四 一日の競走回数

通商産業大臣は、競輪施行者に対しても、各施行者間ににおける競輪開催の日取その他の競輪施行の調整に關し、必要な指示をすることができる。

第六條中「自転車競走場を『競輪場』に、『自転車競走』を『競輪』」に改める。

第七條中「自転車競走施行者を『競輪施行者』に、『勝者投票券』を『車券』に改め、同條の次に次の一條を加える。

第七條の二 未成年者は、車券を購入し、又は譲り受けはならない。

第八條 左の各号の一に該当する者は、当該各号に掲げる競輪について、車券を購入し、又は譲り受けはならない。

第九條 一 競輪に關係する政府職員及び自転車振興会連合会の役職員にあつては、すべての競輪

二 競輪に關係する都道府県の公務員若しくは指定市町村の公務員又は自転車振興会の役職員にあつては、当該都道府県又は当該指定市町村の行う競輪

三 競輪の選手にあつては、すべての競輪

四 前各号に掲げる者を除き、競輪の事務に從事する者にあつては、当該競輪

第五條を次のよう改める。

第九條 競輪施行者は、勝者投票票の金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第六條中「前項の規定により拂戻金等を交付すべき金額の算出方法及びその交付については、命令で定める。」

分して拂戻金として交付する。

前項の拂戻金の額が、車券の額面金額に満たないときは、その額面金額を拂戻金の額とする。

第一着及び第二着の選手を

勝者投票の的中者がない場合における売上金は、その額の百分の七十五に相当する金額を、当該競走における選手に投票した者に分配する。

第一項又は前項の規定により拂戻金等を交付すべき金額の算出方法及びその交付については、命令で定める。

第一項又は前項の規定により拂戻金等を交付する場合において、その金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第九條の二 前項の規定により拂戻金等を交付する場合において、その金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第九條の三 車券を発売した後、前項の端数切捨によつて生じた金額は、競輪施行者の収入とする。

第九條の三 車券を発売した後、当該競走について左の各号の一に該当する車券が生じたときは、当該競走についての収入は、当該競走についての収入

一 出走すべき選手がなくなり、又は一人のみとなつたことは、無効とする。

第九條の三 車券を発売した後、当該競走について左の各号の一に該当する車券が生じたときは、当該競走についての収入は、当該競走についての収入

一 出走すべき選手がなくなり、又は一人のみとなつたことは、無効とする。

二 競走が成立しなかつたこと。

三 競走に勝者がなかつたこと。

第一着及び第二着の選手を

勝者投票法（以下「連勝式勝者投票法」といふ）以外の投票法において、発売した車券に表示され、当該競走における選手に投票した者に分配する。

第一着及び第二着の選手を

勝者投票法（以下「連勝式勝者投票法」といふ）以外の投票法において、発売した車券に表示され、当該競走における選手に投票した者に分配する。

第一着及び第二着の選手を

勝者投票法（以下「連勝式勝者投票法」といふ）以外の投票法において、発売した車券に表示され、当該競走における選手に投票した者に分配する。

第一着及び第二着の選手を

勝者投票法（以下「連勝式勝者投票法」といふ）以外の投票法において、発売した車券に表示され、当該競走における選手に投票した者に分配する。

第一着及び第二着の選手を

勝者投票法（以下「連勝式勝者投票法」といふ）以外の投票法において、発売した車券に表示され、当該競走における選手に投票した者に分配する。

第一着及び第二着の選手を

勝者投票法（以下「連勝式勝者投票法」といふ）以外の投票法において、発売した車券に表示され、当該競走における選手に投票した者に分配する。

第一着及び第二着の選手を

することができなかつたときは、大場者以外の者の投票であつて合計することができなかつたものは、無効とする。

前四項の場合においては、当該車券を所有する者は、競輪施行者に対し、その車券と引換にその額面金額の返還を請求することができる。

第九條の四 第九條の規定による返還金及び前條の規定による返還金の債権は、三十日間行ないときは、時効によつて消滅する。

第十條第一項を次のように改める。

競輪施行者は、車券の売上金の額から第九條の規定による拂戻金の額を免除した残額を自己の收入とするものとする。

第十條第二項中「自転車競走」を

「競輪」に、「自転車競走施行者は、勝者投票券の売上金額」を「競輪施行者」に改める。

第十三条 第三項から第五項までを次のように改める。
競輪施行者は、車券の売上金の額の百分の四に相当する金額を、自己の收入とすべき金額のうちから、命令の定めるところにより、國庫に納付しなければならない。但し、車券の売上金

の額が命令の定める一定の額に達しないときは、政府は、命令の定める期間内に限り、命令の定めるところにより、國庫に約付すべき金額を軽減し、又は免除することができる。

政府は、毎会計年度、前項の規定による納付金に係る歳入予算額の三分の一に相当する金額以内の金額を、予算の定めるところにより、自転車の改良、増産、輸出の増加、国内需要の充足及びこれらに関連する必要な経費に充てるものとする。

第十一條中「自転車競走」を「競輪」に、同條第二項中「競走場」を「競輪場、審判員」に、「統制するため」を「統制すると共に自転車に関する事項の振興を図るために」に改める。

第十二條中「主務大臣」を「通商産業大臣」に改める。

「競輪」に、「自転車競走施行者は、勝者投票券の売上金額」を「競輪施行者」に改める。

第十三條 競輪施行者及び自転車

振興公は、競輪場内の秩序(場外車券売場を設置する場合については、場外車券売場における

他競輪の実施に関連する場所における秩序も含む。以下同じ。)

を維持し、且つ、競輪の公正及び安全を確保するため、入場者の整理、選手の出場に関する適正な条件の確保、競輪に関する犯罪及び不正の防止その他必要な措置を講じなければならない。

第十四條 通商産業大臣は、競輪場内の秩序を維持し、競輪の公正又は安全を確保し、その他他の法律の施行を確保するため必要な措置があると認めるときは、競輪施行者、自転車振興会、自転車振興会連合会又は競輪場若しくは場外車券売場の所有者に対し、必要な命令を下すことができる。

第十五條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度内において、競輪施行者、自転車振興会、自転車振興会連合会若しくは競輪場若しくは場外車券売場の所有者又はその役員が、この法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分に違反し、又はその関係する競輪施行者、自転車振興会連合会又は競輪場若しくは場外車券売場の所有者に對し、競輪の開催、終了及び会計その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは競輪場若しくは場外車券売場に立ち入り、その状況若しくは競輪運営その他の必要な物件を検査させることができる。

前項の規定により立入検査を

する場合は、当該職員は、その身分を示す証票を拂帯し、關係の請求があつたときは、これを表示しなければならない。

第十六條 通商産業大臣は、競輪施行者がこの法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれに基く処分に違反し、又はその施行に係る競輪につき公益に反し、若しくは公益に反するものと認められる行為をしたときは、当該競輪運営審議会は、競輪の設置の許可を停止その他の必要な事項を命ずることができる。

第十七條 通商産業大臣の諸間に於して、競輪場の運営に関する重要な事項について調査審議するため、通商産業省に競輪運営審議会を組織する。

競輪運営審議会は、会長一人及び委員十五人以下をもつて組織する。会長及び委員の任期は、二年とする。但し、補欠の会長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

会長及び委員は、再任されることがある。

会長及び委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

会長は、競輪運営審議会の事務を總理する。

会長及び委員は、非常勤とす

ようとするときは、この限りでない。

第十八條 左の各の一つに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前各項に定めるものの外、競事の手続その他競輪運営審議会の運営に關し必要な事項は、命令で定める。

賃券についての拂良金又は返還金の償還の時効期間については、な

お従前の例による。

7 この法律施行の際現に改正前の

自転車競技法第十條第二項の規

定により設置されている自転車振興会連合会は、改正後の自転車競

技法第十一條第二項の規定により

設置されたものとみなす。

8 この法律施行前にした行為に対

する罰則の適用については、なお

従前の例による。

9 通商産業省設置法(昭和二十七

年法律第一号)の一部を次のよ

うに改正する。

第二十四条第一項の表中計量行

政審議会の項の次に次の一項を加

える。

競輪自転車走場の設置の許

可その他自転車競走の運

営に關する重要事項を調

査議會に存眷すること。

10 この法律施行の際に通商産業省

設置法(昭和二十四年法律第二百二

号)が廃止されていないときは、

前項中「通商産業省設置法(昭和二

十七年法律第一号)」であるのは

「通商産業省設置法(昭和二十四年

法律第二百二号)」と、「第二十四条第

一項を改定する法律案

昭和二十七年六月二十六日衆議院会議院第六十一号 自転車競技法等の一部を改定する法律案

一項であるのは「第二十二条第一項」と読み替えるものとする。

法律案

右の本院提出案をここに送付する。

自転車競技法等の一部を改正する

法律案

昭和二十七年六月十六日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長林謙治郎

自転車競技法等の一部を改正する法

法律案(參議院提出)に関する報告書

[最終号の附録に掲載]

自転車競技法等の一部を改正する法

法律案(參議院提出)に関する報告書

[高木吉之助看護]

○高木吉之助君 ただいま議題となりました自転車競技法等の一部を改正す

る法律案について、通商産業委員会に

おける審議の経過並びに結果を御報告

申し上げます。

御承知のことく、自転車競技法の目

的とするところは、自転車競技の振興

と地方財政の増収をはかるものにあるの

であります。現行法施行以来、競輪

競輪の収益から自転車競技振興費

として支出を見出した金額は、昭和二

十四年以降年度まで合計約七億二千

万円に達し、商工中金その他の金融機

関を通じての自転車競技に対する貸付

りをとる所以あります。

金 中小自転車企業の共同施設費、自転車工業研究補助金あるいは自転車の輸出振興費等として、きわめて有効運用に使用されてゐる実情であります。また競輪施行者としての地方自治体の収益は、昭和二十六年度までに実に八十億円に達するのであります。これらは、各地方における住宅または学校の建設、保健衛生その他の公共事業に活用せられ、地方財政收入の緩和に貢献しているのであります。しかしながら、競輪は、その運営に当を得ない場合におきましては、社会風教上にも憂慮すべき結果を来たすおそれがあります。ことでもまた否定し得ないところであります。従いまして、これに対する対策としては、競輪施行者その他の運営関係者、選手等、監督指導に努めることももちろん、運営方法につきましては、車券の発売方法、開催方法等、諸般の点に細心の注意を拂う必要があるとともに、不特定多数の観衆の理解、自制につきともまたきわめて大きいためあります。この法律施行の際現に改正前の法律案についての拂良金又は返還金の償還の時効期間については、なお従前の例による。

次に改正の要旨を申し上げますと、

第一に、競輪場内の秩序の維持並びに

競輪施行者及び自転車振興会または競輪場所有者に対する監督に関する規定を明確にいたしました点であります。

第二にいたしましては、自転車競技並びに小型自動車法に基き、その運営より生ずる因車納付金に関しまして規定を整備した点であります。

第三点としまして、いわゆるのみ

法並びに小判自動車法に基き、その運営より生ずる因車納付金に関しまして規定を整備した点であります。

第四といたしましては、競輪場及び

場外車券売場の新設につきましては、

不正行為の取締りに関する規定を整備した点であります。

第五は、本法運用に關り万支障なき

ように、通商産業大臣の諮詢機關とし

て競輪運営審議会を設定したのであり

ます。

第六は、本法運用の要旨並びに

以上が、本改正案の趣旨並びに

そのおもなる改正点であります。

本改正案は、參議院議員境野清雄氏

外五十七名より提案せられ、当通商産

業委員会に予備審査をして六月十一日

付託となり、越えて十四日、提案者を

代表して參議院議員結城安次君より提

案理由の説明を聽取したのであります。

翌々十六日、本改正案が付託とな

り、翌十七日質疑に入り、二十日、二十二日と三日間にわたり、提案者境野清

雄君並びに政府委員と当委員との間に熱心な質疑応答があつたのであります

が、その詳細なる内容は会議録に譲りますので御参照願います。

六月二十四日、質疑を打切り、討論を省略し、採決をいたしましたところ、多數をもつて可決した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。

○本案の委員長の報告は可決であります。

本案を委員長の報告の通り可決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

〔終〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よ

つて本案は委員長の報告の通り可決いたしました。(拍手)

○本日はこれにて散会いたします。

本日は午後四時五十四分散会

出席 国務大臣

内閣總理大臣 吉田 茂君

外務大臣 岡崎 明君

大蔵大臣 池田 勇人君

運輸大臣 村上 義君

郵政大臣 佐藤 勝君

通商産業大臣 高橋龍太郎君

昭和二十七年六月二十六日 本議院会議録第六十一号 議長の報告

